

宇治市地域防災計画

事故対策編

令和4年7月

宇治市防災会議

第1編 総 則

第1章 計画の方針.....	1
第1節 計画の目的	1
第2節 事故災害の想定	1
第3節 計画の考え方	2
第4節 計画の修正	3
第5節 他の法令等に基づく関連計画との関係.....	3
第2章 防災関係機関等の役割分担.....	4
第1節 宇治市.....	4
第2節 京都府.....	4
第3節 指定公共機関及び公共的団体等.....	6

第2編 予防計画

第1章 計画の方針.....	7
第1節 計画の方針	7
第2章 情報連絡体制の整備	8
第1節 緊急通信網、施設の整備.....	8
第2節 市民への情報伝達手段の整備.....	9
第3章 防災活動体制の整備	10
第1節 指揮系統の機能強化	10
第2節 活動マニュアルの整備	10
第3節 職員に対する防災教育	11
第4章 救出・救助、救急・救護活動体制の整備	12
第1節 救出・救助活動体制の整備	12
第2節 救急・救護活動体制の整備	12
第3節 医療救護体制の整備	13
第5章 避難体制の整備	14
第1節 避難体制の周知	14
第2節 避難所の管理・運営体制の強化	14
第6章 緊急輸送体制の整備	15
第1節 緊急輸送用車両の整備	15
第2節 緊急通行車両の事前届出	15
第7章 航空事故災害への備え	17
第1節 航空交通の安全のための情報提供	17
第2節 航空運送事業者等への安全指導	17
第3節 航空機の安全性の確保	17
第4節 防災訓練の充実	17
第5節 航空交通環境の整備	17
第6節 再発防止対策の推進	17
第7節 その他	17

第8章 鉄道事故災害への備え	18
第1節 気象情報の活用	18
第2節 再発防止対策の実施	18
第3節 点検・監視の実施	18
第4節 職員の教育体制の整備・充実	18
第5節 防災訓練の実施	18
第6節 鉄道施設の整備促進	18
第7節 各種資料の整備・保存	18
第8節 防災知識の普及	19
第9章 道路事故災害への備え	20
第1節 気象情報の活用	20
第2節 再発防止対策の実施	20
第3節 点検・監視の実施	20
第4節 職員の教育体制の整備・充実	20
第5節 防災訓練の実施	21
第6節 道路施設の整備促進	21
第7節 各種資料の整備・保存	21
第8節 防災知識の普及	21
第 10 章 危険物等事故災害への備え	22
第1節 危険物保管施設等の予防対策	22
第2節 都市ガス供給施設の予防対策(大阪ガス株)	23
第 11 章 大規模火災への備え	24
第1節 消防水利の充実	24
第2節 火災の拡大防止	24
第3節 林野火災の特徴	24
第4節 林野火災出火防止対策	24
第5節 林野火災延焼防止の事前対策	25
第 12 章 広域停電事故災害への備え	27
第1節 施設の管理・維持	27
第2節 再発防止対策の実施	27
第3節 防災訓練の実施	27
第4節 電力施設の整備促進	27
第5節 防災知識の普及	27
第 13 章 広域断水事故災害への備え	28
第1節 応急給水への備え	28
第2節 応急復旧への備え	29
第3節 防災意識の啓発	29
第4節 防災訓練	29
第 14 章 原子力発電所事故災害への備え	30
第1節 環境放射線等モニタリング	30
第2節 防災対策の実施	30
第3節 広域一時滞在	30
第4節 国・府の基準値等の把握	30
第5節 防災知識の普及	30

第3編 応急対策計画

第1章 計画の方針.....	31
第1節 計画の方針	31
第2章 応急活動体制.....	32
第1節 災害活動組織の設置	32
第2節 職員の活動体制	34
第3章 情報の収集・伝達.....	36
第1節 事故災害情報の収集	36
第2節 勤務時間外における対応	38
第3節 災害情報及び被害状況の収集・報告	39
第4節 事故災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準.....	41
第5節 非常無線通信等の利用	41
第4章 広報・広聴活動計画	43
第1節 広報活動.....	43
第2節 広聴活動.....	46
第5章 応援要請計画.....	48
第1節 他の地方公共団体等への応援要請	48
第2節 関係協力機関への連絡及び要請.....	49
第3節 自衛隊災害派遣要請計画	49
第4節 受入に向け必要な業務や体制の確立	50
第6章 救出・救助、救急・救護活動計画	51
第1節 救出・救助活動	51
第2節 救急・救護活動	52
第7章 避難誘導計画.....	54
第1節 避難の指示	54
第2節 警戒区域の設定	56
第3節 避難の方法	56
第4節 学校等の集団避難計画	57
第5節 火災に対する避難計画	57
第8章 避難収容対策計画	58
第1節 避難所の開設	58
第2節 避難所の運営	59
第9章 交通・緊急輸送対策	61
第1節 交通規制	61
第2節 緊急輸送	61
第10章 航空事故災害対策.....	64
第1節 活動体制の確立	64
第2節 情報の収集・伝達	65
第3節 広報・広聴対策	65
第4節 救出・救助、救急及び消火活動	65
第5節 避難対策	66

第6節 交通及び輸送対策	66
第7節 自衛隊派遣要請	66
第 11 章 鉄道事故災害対策	68
第1節 活動体制の確立	68
第2節 情報の収集・伝達	69
第3節 広報・広聴対策	69
第4節 救出・救助、救急及び消火活動	69
第5節 避難対策	69
第6節 交通及び輸送対策	69
第 12 章 道路事故災害対策	70
第1節 活動体制の確立	70
第2節 情報の収集・伝達	71
第3節 広報・広聴対策	71
第4節 救出・救助、救急及び消火活動	71
第5節 避難対策	71
第6節 交通及び輸送対策	71
第 13 章 危険物等事故災害対策	72
第1節 活動体制の確立	72
第2節 情報の収集・伝達	72
第3節 危険物事故の拡大防止対策	72
第4節 広報・広聴対策	75
第5節 救出・救助、救急及び消火活動	75
第6節 避難対策	75
第7節 交通及び輸送対策	75
第8節 環境保全対策	76
第 14 章 大規模火災対策	77
第1節 活動体制の確立	77
第2節 情報の収集・伝達	77
第3節 広報・広聴対策	77
第4節 消火活動	77
第5節 救出・救助、救急活動	79
第6節 避難対策	79
第7節 交通及び輸送対策	79
第 15 章 広域停電事故災害対策	80
第1節 活動体制の確立	80
第2節 情報の収集・伝達	80
第3節 広報・広聴対策	81
第4節 救出・救助、救急活動	81
第5節 避難対策	81
第6節 交通及び輸送対策	81
第 16 章 広域断水事故災害対策	82
第1節 活動体制の確立	82
第2節 被害状況の調査	82
第3節 応急給水対策	83

第4節 応急復旧対策	83
第5節 広報・広聴活動	83
第6節 関係機関への協力要請	84
第17章 原子力発電所事故災害対策	85
第1節 活動体制の確立	85
第2節 情報の収集・伝達	85
第3節 広域一時滞在	85
第4節 農林水産物の採取及び出荷制限	85
第5節 広報・広聴対策	86
第6節 風評被害等の影響の軽減	86

第4編 復旧計画

第1章 計画の方針	87
第1節 計画の方針	87
第2章 市民の生活確保	88
第1節 生活相談	88
第2節 被災者への援助	88
第3章 事故原因者等による復旧対策	89
第1節 電気施設	89
第2節 上水道施設	89
第3節 ガス施設	89
第4節 道路施設	90
第5節 鉄道施設	90

第1編 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、本市域における事故災害の発生を未然に防止するため、行政と各防災関係機関、市民が一体となって災害に強い宇治市づくりを進め、事故災害発生時においても適切な対応を図ることによって、市民の生命、身体、財産を保護することを目的とする。

この計画は、次の3つの内容で構成される。

1. 事故災害の予防

事故災害に対する備えを進め、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方をもとに、事故災害発生の際の被害を最小化するための予防計画

2. 事故災害発生時の応急対策

事故災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、応急的に必要な対応を行うための応急対策計画

3. 事故災害発生後の復旧・再建

事故災害発生後の市民生活の安定をとりもどし、市民の自立に基づき、再び魅力ある宇治市にするための復旧・再建計画

第2節 事故災害の想定

予想される事故災害の種類は数多く考えられ、また、将来の社会構造の変化に伴い予想もできない事故が発生することも考えられる。この計画は、現在、宇治市において発生することが予想される事故災害として、以下の想定を行う。

1. 航空機事故（市内への墜落事故等）

航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

2. 突発的鉄道事故

列車の衝突、火災及び脱線等の鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

3. 突発的道路事故（大規模自動車事故など）

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路や長大トンネル内において車両の衝突、火災等により、又はトンネル等道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

4. 大規模火災（市街地火災・林野火災）

火災の延焼拡大により市街地大火が発生した場合、及び森林・原野及び牧野における火災が発生

し、又は発生するおそれがある場合。

5. 危険物の爆発・流出事故

危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出・火災・爆発の発生、火薬類の火災・爆発の発生、毒物・劇物の飛散・漏洩・流出の発生、放射性物質の放射性障害の発生等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

6. 水道・電気などのライフラインの広域断絶

広域的な断水事故、停電事故により、多数の市民の生活に支障をきたす災害が発生した場合。

7. 原子力発電所事故

原子力発電所にて事故等が発生し、施設の被害状況によっては放射性物質の拡散により発電所近隣地区の避難、広範囲の地域の立ち入り禁止、除染や飲料水・食料等の摂取制限など、重大な影響を及ぼす可能性がある場合。

8. その他の事故（大規模な救急事故等）

建物や大規模工作物の倒壊に関する事故や、集団的に発生する食中毒等に起因する事故、祭礼等不特定多数の者が集中する場所で発生する事故、その他物理的、人為的原因又は自然現象に起因する突発的な事故災害の発生により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

第3節 計画の考え方

1. 事故災害が発生しないようにするための対策

事業者、市民と連携して事故が発生しないよう、日常的にきめ細かな対策を講じていくこと。

2. 市民を事故災害から守るための対策

万一、事故が発生したときに、市民の命を守ることを第一に、また、市民生活にかかる災害を最小限に抑えるための対策を講じていくこと。

3. 突発的な事故発生に即応できる危機管理体制の確立

突発的な事故災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、被害を最小限にすることを基本とし、臨機応変に対応できる災害対策本部の体制の確立を図るための対策を講じていくこと。

4. 市民・行政・事業者の役割分担の計画化

防災に関して行政が整備すべき課題、市民自身が取り組まなければならない課題、事業者の役割をしっかりと認識した上で、互いに協力、連携を図りながら行える対策を講じていくこと。

5. 地理的、社会的条件を考慮した対策

住宅団地やマンション建設による市街地内の人団地の人口の密集化の進展や、自動車専用道路や大規模工場の建設などの各種の条件を考慮した対策を講じていくこと。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正するものとする。

したがって、各機関は毎年関係のある事項について、宇治市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を宇治市防災会議に提出するものとする。

第5節 他の法令等に基づく関連計画との関係

この計画に特別の定めのない事項については、宇治市地域防災計画・一般対策編（以下「一般対策編」という。）に基づき運用するものとする。

また、この計画は、指定公共機関が作成する防災業務計画や京都府地域防災計画・事故対策計画編等、他の計画と整合を図るものとする。

第2章 防災関係機関等の役割分担

宇治市、京都府、指定地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体等が、事故災害の発生に関して処理すべき事務又は業務は、一般対策編第1編第2章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

第1節 宇治市

機関名	処理すべき事務又は業務
宇治市	<p>1. 事故災害発生時共通の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事故災害警戒本部、事故災害対策本部の設置及び運営 (2) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報 (3) 関係防災機関との調整 (4) 京都府又は他の市町村に対する応援要請 <p>2. 航空事故、鉄道事故、道路事故、大規模火災発生時の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容） (2) 死傷病者の身元確認 (3) 事故（火災）拡大防止のための消火その他消防活動 (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示 <p>3. 危険物事故発生時の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物等に関する規制 <p>4. ライフライン広域断絶時の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 二次災害防止のための活動 (2) 付近住民に対する情報提供

第2節 京都府

機関名	処理すべき事務又は業務
京都府	<p>1. 事故災害発生時共通の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報 (2) 被害の状況に応じた事故対策態勢又は事故対策本部・支部の設置 (3) 関係防災機関への協力要請 (4) 関係防災機関との連絡調整 (5) 京都府救護班の出動 (6) 日本赤十字社京都府支部及び京都府医師会、宇治久世医師会、各医療機関に対する活動の要請 <p>2. 危険物災害発生時の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物等に関する指導取締

機関名	処理すべき事務又は業務
宇治警察署	<p>1. 航空機事故発生時の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 関係防災機関との連携の強化 (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握 (3) 遭難航空機の捜索 (4) 被災者の救出救助 (5) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 (6) 事故現場及びその周辺における警戒警備 (7) 遺体の検視、死体調査、身元確認等 (8) その他事故災害に必要な警察活動 <p>2. 鉄道事故発生時の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 関係防災機関との連携の強化 (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握 (3) 被災者の救出救助 (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び踏切等の交通規制 (5) 鉄道関係機関と連携した二次災害防止 (6) 事故現場及びその周辺における警戒警備 (7) 遺体の検視、死体調査、身元確認等 (8) その他事故災害に必要な警察活動 <p>3. 道路事故発生時の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 関係防災機関との連携の強化 (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握 (3) 被災者の救出救助 (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 (5) 関係機関と連携した二次災害防止 (6) 事故現場及びその周辺における警戒警備 (7) 遺体の検視、死体調査、身元確認等 (8) 行方不明者の捜索 (9) その他事故災害に必要な警察活動 <p>4. 危険物事故発生時の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 関係防災機関との連携の強化 (2) 被害情報の収集及び被害実態の把握 (3) 被災者の救出救助 (4) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制 (5) 事故現場及びその周辺における警戒警備 (6) 遺体の検視、死体調査、身元確認等 (7) 行方不明者の捜索 (8) 危険物等に関する指導取締 (9) その他事故災害に必要な警察活動 <p>5. ライフライン広域断絶時の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 関係防災機関との連携の強化 (2) 災害情報の収集及び被害実態の把握 (3) 被災者の救出救助 (4) 事故現場及びその周辺における警戒警備 (5) 交通規制 (6) その他事故災害に必要な警察活動

第3節 指定公共機関及び公共団体等

機関名	処理すべき事務又は業務
大阪航空局 (大阪航空事務所)	航空事故発生時の役割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報 (2) 空港（航空通信、無線施設等を含む。）及び航空機の保安 (3) 遭難航空機の捜索及び救助
近畿運輸局	鉄道事故発生時の役割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報 (2) 特に必要がある場合の輸送命令 (3) 事故時における交通関係利用者等への情報提供
近畿地方整備局	道路事故発生時の役割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 道路パトロールカー等による事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報 (2) 関係防災機関との調整 (3) 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 (4) 直轄道路施設の二次災害の防止及び復旧
中部近畿産業保安監督部	危険物事故発生時の役割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報 (2) 高圧ガス、都市ガス、火薬類に関する指導取締
鉄道事業者 (西日本旅客鉄道(株)、 京阪電気鉄道(株) 近畿日本鉄道(株)、 京都市交通局(京都市営地下鉄))	鉄道事故発生時の役割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事故状況の収集・把握及び国土交通省等への連絡通報 (2) 関係防災機関との調整 (3) 乗客の避難及び負傷者等の救出、救護 (4) 二次災害の防止及び鉄道施設の復旧
大阪ガス(株)、 その他危険物等保管事業所	都市ガス、危険物等事故発生時の役割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 京都府、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び宇治市との連絡・協議 (2) 非常災害対策本部の設置 (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣 (4) 二次災害の防止活動 (5) 事故により影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応
関西電力(株) 関西電力送配電(株)	ライフルайн広域断絶時の役割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 京都府、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び宇治市との連絡・協議 (2) 非常災害対策本部の設置 (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣 (4) 事故により影響を受ける地域住民への情報提供、相談対応
その他関係防災機関	事故災害発生時共通の役割 <ul style="list-style-type: none"> (1) 所管の応急対策の実施 (2) 京都府及び宇治市等との協力・連携

第2編 予防計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

事故災害の予防計画は、事故の種類及び応急対策の種類によって、以下の構成の計画とする。

1. 事故災害に共通する予防計画

第2章から第6章は、事故災害発生時に迅速かつ効果的な応急対策を実施するための事前対策として位置づけられるものである。

事故の種類に関わらず、すべての事故災害に共通する予防計画である。

2. 個別事故災害の予防計画

第7章から第14章は、事故災害の種類別に各機関や事業所等が実施する事前対策である。

第2章 情報連絡体制の整備

第1節 緊急通信網、施設の整備

担当	市	危機管理室、総務・市民協働部
----	---	----------------

事故発生時における通信が円滑かつ迅速に行えるよう通信網及び通信施設の整備について必要な事項を定める。

1. 災害通信施設の整備

(1) 有線電話の整備

災害時における災害対策本部と各関係機関との連絡については、優先電話番号を通知するなど専用回線を確保し、電話回線の輻輳による弊害を避けるとともに、必要に応じて臨時専用電話を設定するなど有線電話を有効に活用するものとする。

また、事故情報や復旧情報、安否情報などを直接電話により市に問い合わせや苦情が多く発生することが予想されるため、問い合わせ専用電話回線の確保を進める。

(2) 無線通信網の整備

現在、災害時の無線通信は、市防災行政無線設備を活用しているが、より能率的な連絡体制が確保できるよう、あり方について十分検討する。また、災害発生時における通信回線の確保に対処するため設備の改善・強化を行っていく。さらに、京都府防災行政無線、消防無線との連携を密にして、災害時における相互連絡体制の確保に努める。

(3) 防災行政無線の活用方法の検討

事故発生時には、屋外の事故発生現場や避難誘導現場での情報交換や、避難施設における被災者への情報提供に無線設備の活用が有効である。

あらかじめ定められた指定要員は、「初期活動マニュアル」及び「避難所運営マニュアル」に基づき防災無線の運用に習熟する。

2. 災害用独立電源の整備

広域停電事故等の発生により、送電が停止した場合等に対処し、市役所庁内主要箇所における執務に支障のないよう独立電源の整備を行うものとする。

なお、市役所庁内電話設備及び防災行政無線、消防無線設備の電源については、停電の場合は自動的にそれぞれの非常電源装置（自家発電）から電力が供給できるよう整備している。

3. 電子地図の整備・活用

事故発生時、被害状況の全容を可及的速やかに把握するために、Web-GIS（地理情報システム）を活用した、被害情報、対応状況等の情報を庁内関係者間で共有することができる体制整備を図る。

第2節 市民への情報伝達手段の整備

担当	市	危機管理室、市長公室、総務・市民協働部、産業地域振興部
----	---	-----------------------------

1. 広報車の整備

既存の広報車のスピーカー出力を増強するとともに、車両台数の増加を図ることにより、事故発生時の避難指示の伝達や、復旧情報の伝達能力を上げる。

また、事故発生時に迅速で確実な広報活動が可能なように、定点での広報実施方法や、事前に様々な事態を想定した「広報文例」などの広報マニュアルの作成、及び、災害用広報イントロの周知を行う。

2. メディアの活用

災害や大規模な事故が発生した場合は「エフエム宇治」を最大限に活用するとともに、日常的な行事や事業をとおして、災害発生時には「エフエム宇治」で情報を得るよう市民に啓発を行う。

また、(株)京都放送をはじめ、在阪テレビ、ラジオなどの放送各社、及び地方紙、日刊紙などの新聞各社とも災害発生時の協力体制について協議を行う

3. ITなどの活用

パソコンを使って市民が市からの情報を得たり、身の回りの災害情報を提供したりできる、災害情報専用のホームページの設置を行う。

また、市内の公共施設と災害対策本部をネット化した災害情報システムの構築を検討する。

さらに、避難所運営に災害情報システムを利用することにより、災害対策本部と地区班との連携強化を図る。

4. 電子メールの活用

携帯電話等へ電子メール（エリアメール・緊急速報メールの活用など）を配信するシステムを活用し、住民への迅速な情報伝達を行う。

5. 鉄道駅や駅前の大型店などへの情報板の設置

市内及び市域に近接して位置する鉄道駅や大型店などで、乗降客等に見やすい場所に情報板を設置し、広く市民に情報提供することを検討する。

6. 町内会、自治会や自主防災組織を通じての情報伝達

災害や大規模な事故発生時に町内会、自治会長などを通じて各戸へ情報伝達する方法を検討する。例えば、ファックス等により町内会、自治会長などに情報を送信し、そこから各戸に情報伝達を行うシステムや、災害時における自主防災組織の自主的な活動のための携帯無線配備などを検討する。

また、町内会、自治会を中心とした自主防災の組織化を推進し、自主防災組織を通じて情報伝達が行えるよう検討する。

第3章 防災活動体制の整備

第1節 指揮系統の機能強化

担当	市	危機管理室、市長公室、総務・市民協働部、消防本部
----	---	--------------------------

勤務時間外を含め、事故災害発生直後に信頼度の高い情報を収集し、的確な災害応急対策を実施するための本部体制の確立を図る。

1. 消防本部との連携

事故の発生情報は、府や事業者から本部事務局及び消防本部に伝達される。しかし、勤務時間外においては、本部事務局の情報把握が遅れ、初期活動体制の確立に遅れがでることが懸念される。

そこで、勤務時間外においては、消防本部が入手した情報を迅速に本部事務局の指定要員に伝達し、速やかにその他の本部要員へ伝達する体制を整備する。

また、本部事務局の初動体制が整備されるまでの時間は、消防本部がその防災業務を代行できる体制を整備する。

2. 「情報班」の体制整備

事故災害の情報は「情報班」により一元的に管理できるシステムを確立する。情報班は、市民からの情報、問い合わせ、苦情や要請、本部と各班や避難所との情報交換、市民への情報提供など、本部内のすべての情報を処理することとし、迅速・正確な情報処理を行うため、各種文書様式等に基づき実施できる体制を整備する。

3. 事業者との連絡体制の整備

事故発生直後は混乱のため、事故原因者（事業者）から市の防災部門にスムーズに情報が伝達されないことも考えられる。このため、事業者と市の防災部門との連絡体制を確かなものとするため、マニュアルにより、勤務時間内及び勤務時間外の連絡窓口、有線電話が途絶・輻輳した場合の対応方法、市に災害対策本部や現地対策本部が設置された場合の連絡調整の方法について明らかにする。

第2節 活動マニュアルの整備

担当	市	共通
----	---	----

1. 初動マニュアルの整備

災害発生直後の「初動マニュアル」を作成し、すべての職員が常時携帯し、災害発生時に常に確認できる体制を整備する。初動マニュアルにおいては、特に勤務時間外に災害が発生した場合の初動体制を明確にする。

2. 各班の実動マニュアルの整備

災害対策本部及び班体制の整備とあわせ、各班が的確に役割を果たせるよう、具体的な内容の「実動マニュアル」を整備する。

3. 避難所運営マニュアルの整備

事故等の大規模な都市災害が発生した場合も、地区班体制を活用して各担当区域における情報収集、被害調査、及び避難所が開設された場合の避難所運営を行う。地区班の活動をより効果的なものとするため、「避難所運営マニュアル」を整備し、本部や班相互間の調整の方法や、避難所収容者や地元組織、ボランティア等と連携した対応のあり方を明確にする。

第3節 職員に対する防災教育

担当	市	危機管理室、全部局
----	---	-----------

災害応急対策計画に基づく災害応急対策の遂行を図るため、関係機関が緊密な連携をとり、図上又は現地で行う訓練について必要な事項を定める。

1. 職員に対する防災教育

(1) 印刷物による防災教育

庁内紙「庁内だより」に職員として知っておくべき防災の基礎知識等について特集記事を掲載するほか、事務の手引きとなるパンフレット、刊行物などを関係職員に配布する。

(2) 実働マニュアルの作成及び役割分担の周知徹底

災害時の迅速な対応を図るため、夜間・休日等の勤務時間外も含めた非常時配備体制・連絡体制を整え、具体的な初動マニュアルを作成する。また、各職員の役割について、周知徹底と自覚の向上を図る。

(3) 研修会等の実施

職員に対する研修会、講習会等を隨時実施し、関係法令や防災計画の内容運用等を周知徹底するよう努めるとともに、防災訓練とあわせて検討会を開催し、災害時における任務分担等について自覚と認識を深める。

2. 防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

防災関係機関に従事する職員の実践的実務の習熟、関係機関の有機的な連携の強化、住民に対する防災知識の普及を目的として、市地域防災計画に含まれる事項を中心に実施する。

(2) 図上訓練

事故災害の種別に事故規模・様相を想定し、情報収集・伝達、救出・救助、救急・救護、避難誘導、交通規制・緊急輸送等災害対策の諸活動について関係機関等の討議方式により実施する。

(3) その他の防災訓練

- ア. 災害救助救急訓練
- イ. 災害通信訓練
- ウ. 動員訓練
- エ. 消防訓練

第4章 救出・救助、救急・救護活動体制の整備

第1節 救出・救助活動体制の整備

担当	市	危機管理室、消防本部
----	---	------------

1. 救出・救助資機材の充実及び整備

大規模事故発生時に、事故現場で被災者を的確に救出、救助するため、装備資機材の充実を図る。

- (1) 消防に関する救助・救急装備資機材を年次計画により順次整備を図っていく。
- (2) 消防団の消火用資機材及び応急救護用資機材を整備・充実する。
- (3) 道路障害等により救助隊等が現地に短時間で到着できない事態に備え、地域住民の自主防災組織による第1次救助活動に必要な救助資機材の整備を図る。
- (4) 広域防災連絡会を構成する各市町の装備の状況を把握し、必要な場合は相互応援体制がとれるようにしておく。

2. 緊急時の機動力の確保

大規模事故発生に伴う道路の損傷、渋滞及び電話回線の不通に対応して、住民に対する広報、救護活動、避難誘導等が迅速に行えるよう、緊急時の機動力の確保を図る必要がある。

(1) 初動体制の整備

住民の避難誘導や道路の渋滞時の救助・救護活動に備え、無線機や広報マイク、簡易携帯資機材等を拠点ごとに配備し、機動力の確保に努める。

第2節 救急・救護活動体制の整備

担当	市	健康長寿部、消防本部
----	---	------------

1. 救急活動体制の充実

大規模事故発生時には多数の傷病者に対し救急活動を要する場面が予測されるため、負傷者の救命や症状の軽減を図るため、迅速・的確な救急活動体制を整備する。

また、救急体制不足の場合には、関係機関に対して協力要請できる体制を確立しておく。

(1) 救急医療情報システムの活用

広域の後方医療機関の診療科目、収容状況等を把握し、救急内容に応じた病院の選定などが的確に行える京都府救急医療情報システムの活用に努める。

(2) 救急業務の高度化

- ア. 負傷者の救命率を向上させるために、救急救命士制度の充実を図る。
- イ. 高度の救急処置が可能な資機材及び高規格救急車の整備を図る。

(3) 京都府等への支援要請

京都府及び近隣市町に対し迅速に支援を求める体制を整備する。

第3節 医療救護体制の整備

担当	市	健康長寿部、消防本部
----	---	------------

1. 初動医療体制の整備

大規模事故により負傷した人々に対しての応急処置、軽傷者等に対する医療及び重傷者の後方医療機関への転送などの初動医療は、市において整備する部分と広域的に整備が必要な面とがあり、連携をとった体制の整備が必要である。

(1) 初動医療救護

宇治久世医師会、山城北保健所、日本赤十字社等の協力を得て、医療救護班の編成や派遣、救護所の設置、トリアージの実施などの災害時医療救護計画を策定し、医療活動が円滑・効率的に行えるよう整備を図る。

(2) 医薬品・資機材等の整備

- ア. 市内における医療機関に対して、緊急用医薬品等の備蓄を要請する。
- イ. 市外からの応急医療物資の受け入れに対し、搬送ルート、備蓄拠点等災害時に迅速に配備できるよう体制の整備を図る。

2. 後方医療体制の整備と搬送体制の強化

大規模事故により多数の重傷者が発生し、速やかに後方医療に搬送する必要が生じた場合に備え、医療情報システムを有効に利用し、適切な搬送手段の整備を図る。

(1) 重傷者の搬送計画

医療関係機関と協力して、本市域における空きベッド情報の共有とともに、後方医療機関とのネットワーク化の推進を図る。

(2) ヘリコプター緊急離発着場の整備

ヘリコプターの離発着が可能な場所を把握し、緊急時の輸送に備え、拠点となる場所の整備を図っていく。

(3) 災害時医療従事者の養成

限られた医療資源（医療業務従事者、薬品、資機材等）で、短時間に多数の傷病者を円滑に診察するため、医師及び看護師をはじめとする医療救護班員に対する研修及び災害時医療従事者の養成を医療機関に求める。

第5章 避難体制の整備

担当	市	危機管理室、産業地域振興部、人権環境部、福祉こども部、健康長寿部、都市整備部、教育委員会
----	---	--

第1節 避難体制の周知

大規模な事故発生時に住民の避難行動が迅速的確に実施できるように、避難所等の周知徹底や避難行動についての必要な指導、啓発を実施する。

- (1) 避難誘導標識の整備
- (2) 避難行動に関するパンフレット、防災マップ等の作成、配布
- (3) 避難訓練等の実施
- (4) 地域ごとの避難計画の作成指導

第2節 避難所の管理・運営体制の強化

1. 避難所の指定

- (1) 避難所の指定は、避難者を収容するに足りる安全な施設で、かつ利便性の高い立地条件の施設の中からあらかじめ定める。
- (2) 指定に当たっては、各施設管理者等と必要な協議を行い、承諾を得るものとし、人口動態、施設の変更等について毎年調査し更新する。
- (3) 社会福祉施設等の管理者等関係機関と協議し、「高齢者や障害のある人などの特に配慮を必要とする人達」向けの福祉避難所の指定を検討する。

2. 避難所の開設計画の強化

災害発生後の避難所の迅速な開設を実施するため、施設管理者や関係機関と協議し、迅速な開設が可能な体制の整備を図る。

3. 避難所の管理・運営体制の強化

本市、施設管理者、地域住民組織等が共同で防災訓練を実施し、災害時における避難所の管理・運営に熟知するとともに、体制の強化を図る。

また、事前に避難所に必要な資料、備品等の配備を促進する。

4. 避難所の防災機能の強化

災害時に避難者をはじめとする被災者に対し、施設管理者や地域住民と連携した救援活動が実施できるよう、避難所の防災機能の強化を図る。

- (1) 耐震性の向上（建築物、設備）
- (2) 防災資機材、備蓄等の整備
- (3) ライフライン機能のバックアップ体制の確保
- (4) 通信機能の確保
- (5) 消防設備等の整備、充実

第6章 緊急輸送体制の整備

第1節 緊急輸送用車両の整備

担当	市	危機管理室、消防本部
----	---	------------

1. 市保有車両の災害対策利用計画

本市が所有する車両については、事前に京都府警察に緊急通行車両の事前届出を行い、大規模な事故発生時に迅速な活用が可能なように、担当職員に対し、確認申請の方法等について周知を図る。

2. 車両、単車、自転車等の確保体制の整備

(1) 物資輸送用トラック等の確保

トラック協会等と協定を締結し、災害時の運用体制について連絡体制を強化する。また、市内輸送業者等との連携協力体制を整備する。

(2) 要員輸送用車両等の確保

災害対策要員の輸送手段の確保のため、路線バス事業者の臨時活用方策を検討する。また、関係業者等との連携協力により、緊急調達体制の整備を図る。

(3) 単車・自転車・リヤカー等の確保

大規模災害時には道路機能の麻痺により、特に狭い道路での車両の通行が困難になるおそれがあるため、地域でのきめこまかな情報伝達、物資の配給が行えるよう、単車、自転車、リヤカー等の確保及び調達体制の整備を図る。

(4) 負傷者、死亡者輸送用車両の確保

災害による負傷者、死亡者の輸送のため、関係団体との連携協力体制の整備を図る。

第2節 緊急通行車両の事前届出

担当	市	危機管理室
----	---	-------

1. 災害応急対策に必要な緊急通行車両

災害時において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき災害対策基本法第50条1項に規定する災害応急対策を実施すための車両は、次の災害応急対策に関する事項を実施する車両とする。

(1) 警報の表及び伝達並びに避難の指示に関する事項

(2) 消防、水防その他応急処置に関する事項

(3) 被災者の救援、救助その他保護に関する事項

(4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

(5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項

(6) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項

(7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

(8) 緊急輸送の確保に関する事項

(9) 前各号に掲げるもののほか、災害の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

2. 緊急通行車両の事前届出

災害応急対策活動の円滑な実施のため、緊急通行車両の需要数を事前に把握して確認手続の省力化、効率化を図るため、前項に規定する車両を対象として京都府警察に事前届出を行う。

事前届出の対象車両は、次のとおりである。

- (1) 指定行政機関等の保有車両（道路交通法施行令第13条の緊急自動車は事前届出を必要としない。）
- (2) 指定行政機関等が契約等により常時専用的に使用する車両
- (3) 指定行政機関等が災害時に関係機関、団体等から調達する車両

第7章 航空事故災害への備え

担当	市	危機管理室
----	---	-------

大阪航空局は、突発的航空事故の発生に備え、次の措置を講ずる。

第1節 航空交通の安全のための情報提供

航空路誌、ノータム（滑走路の閉鎖、航空保安無線施設の停波等航空機の安全運航を左右する情報）等により、航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供する。

第2節 航空運送事業者等への安全指導

航空機の安全な運行を確保するため、航空運送事業者に対し、次の業務を実施する。

1. 航空関係諸規則の遵守の徹底
2. 航空運送事業者等の実施する教育訓練に対する指導
3. 定期的な安全指導における運行管理体制、安全意識等の重点点検の実施

第3節 航空機の安全性の確保

航空機の安全性を確保するため、次の業務を実施する。

1. 急速な進展を遂げる航空機技術の航空機及び装備品等の安全性に関する技術基準への反映
2. 外国政府の証明等の活用を通じた航空機検査制度の充実

第4節 防災訓練の充実

突発的航空事故を想定して、防災体制の強化を図るため、防災関係機関等が一体となり、実践的な訓練を実施する。

また、訓練後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第5節 航空交通環境の整備

航空整備五箇年計画等に基づき、空港、次世代システムを含む航空保安施設等の整備を行うとともに、空港周辺対策の充実を図る。

第6節 再発防止対策の推進

航空事故調査会の勧告及び建議等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図る。

第7節 その他

既設路線の変更及び航路の新設をした場合には、京都府防災会議会長への連絡に努める。

民間航空機が有視界飛行する場合は、文化財施設、人家密集地を極力避けるように努める。

第8章 鉄道事故災害への備え

担当	市	危機管理室
----	---	-------

災害の予防のための各種施策は、西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、京都市交通局（京都市営地下鉄）の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

災害時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

第1節 気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

第2節 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第3節 点検・監視の実施

土砂災害等から鉄軌道の保全を図るため、トンネル等の線路防護施設の定期的な点検を行うとともに、事故により本線を走行する列車の運転に支障が生じるおそれがあるときは、当該線路の監視に努める。

第4節 職員の教育体制の整備・充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努める。

第5節 防災訓練の実施

突発的鉄道事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第6節 鉄道施設の整備促進

踏切道の立体交差化の促進、列車集中制御装置（C T C）、自動列車停止装置（A T S）等運転保安設備の整備・充実に努める。

第7節 各種資料の整備・保存

円滑な事故復旧を図るため、施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努める。

第8節 防災知識の普及

踏切等における自動車との衝突、置石等による列車脱線の事故防止のため、交通安全等の普及を図る。

第9章 道路事故災害への備え

担当	市	危機管理室、消防本部
----	---	------------

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路や長大トンネル内において衝突等による車両火災等が発生した場合、大規模災害となる可能性がある。また、自動車専用道路は一般的には一定の間隔で設けられたインターチェンジ以外からは進入することができないため、事故発生時の現場到着が遅れるおそれがある。

本計画は、本市を東西に横断する「京滋バイパス」における衝突、車両火災、危険物及び災害による事故に対処するため、関係機関のとるべき予防対策について定める。

災害の予防のための各種施策は、西日本高速道路㈱等の災害予防規定に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

災害時においても常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うとともに、災害が発生した場合でも、迅速な復旧が図れる体制を確立しておく。

第1節 気象情報の活用

京都地方気象台が発表する情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

第2節 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第3節 点検・監視の実施

1. 防災設備等の点検

- (1) 防災設備等の点検は、道路法等関係法規の定めるところによるほか、内部規定等による日常点検を実施する。
- (2) 交通管理及び保全業務委託により、定期的又は臨時に道路パトロールカー等により巡回を行い、道路状況、気象状況及び土木構造物の点検等を行い、異常事態を発見した場合、管制室等へ連絡し、道路の安全かつ円滑な交通を確保する体制をとる。
- (3) 防護柵や案内標識等の事故防止設備の整備・点検を実施する。

2. 防災資機材の点検・整備

応急復旧用資機材について、日常的に整備点検を行うほか、関連業者について整備点検を指導する。

第4節 職員の教育体制の整備・充実

乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適正検査の定期的な実施に努める。

第5節 防災訓練の実施

突発的道路事故を想定して、防災体制の強化を図るため、関係防災機関等が一体となり、二次災害防止等のための訓練を実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第6節 道路施設の整備促進

土砂災害対策を含めた道路防災対策事業等により、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備を計画的・総合的に実施する。

第7節 各種資料の整備・保存

円滑な事故復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第8節 防災知識の普及

道路利用者に対し、事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第10章 危険物等事故災害への備え

担当	市	消防本部
----	---	------

第1節 危険物保管施設等の予防対策

高压ガスや毒物・劇物、R I（ラジオ・アイソトープ）などは、産業、医療及び教育の分野において広く利用され、生活上の利便をもたらす反面、災害時における漏えいの危険性を有している。

これらの危険物等を扱う施設については法律に基づき、使用、販売、検査、廃棄等について厳しい規制がなされているが、災害時の安全対策について万全を期すことが重要である。

危険物による災害を防止するとともに、漏えいによる二次災害の防止に努める。

1. 石油類等危険物保管施設の安全化

多量の危険物（石油類等）を保管する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊等による漏えい等の防止に努める。

2. 高圧ガス施設の安全化

- (1) ガスの種別、規模に応じて、自然災害や事故災害の発生に対する適切な施設の強化対策を図るよう指導するとともに、日常及び緊急時の保安体制を確立するよう指導する。
- (2) 災害時の緊急的な対応については、平常時より訓練を行うよう呼びかける。

3. 净水場の薬品貯蔵設備の整備補強

浄水場の薬品貯蔵設備の自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策の向上を図り、災害による薬品の漏えい、流出等の防止に努める。

4. 火薬類保管施設の安全化

- (1) 火薬類を保管する火薬庫、火薬類取扱所等については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、火薬庫の倒壊等による火薬類の爆発を防ぐよう指導する。
- (2) 災害時には、あらかじめ定めた一時保管場所等へ火薬類の移動や混乱に乗じた盗難を防ぐことのできる体制を整備するよう指導する。

5. 毒物・劇物保管施設の安全化

- (1) 大量の毒物・劇物を保管する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊等による毒物・劇物の漏えい等を防ぐよう指導する。
- (2) 災害による混乱期には、通常以上の管理体制をとり、混乱に乗じた盗難を防ぐよう指導する。

6. 放射線等使用施設の安全化

- (1) 放射線等を使用する施設については、自然災害や事故災害の発生に対する必要な強化対策に努め、施設の倒壊・損壊等による漏えいを防ぐよう指導する。
- (2) 災害による混乱期には、通常以上の管理体制をとり、平常時より訓練を行うよう呼びかける。

7. 危険物輸送車両の安全化

危険物輸送車両が災害時においても漏えいや爆発等に対し安全性を確保できるよう車両の点検管理について呼びかける。

第2節 都市ガス供給施設の予防対策（大阪ガス株）

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の設置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について策定する。

1. 防災体制

防災業務計画により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

2. ガス施設対策

二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

3. その他防災設備

(1) 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア. ガス漏れ警報設備

イ. 圧力計・流量計

(2) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(3) 資機材の整備

早急に復旧もしくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

4. 教育・訓練

(1) 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

(2) 防災訓練

災害発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実戦的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

5. 広報活動

(1) 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

(2) 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第11章 大規模火災への備え

担当	市	消防本部
----	---	------

第1節 消防水利の充実

消防水利には、消火栓、防火水槽のほか、河川、池などの自然水利があるが、消防水利の大部分を占める消火栓は、断水時には全く機能しなくなる事態の発生が予測される。

断水時の消火活動には消火栓だけでなく、防火水槽、プールの水、河川、井戸など、あらゆる水を利用できるよう消防水利の強化を図る必要がある。

1. 防火水槽の整備

- (1) 防火水槽の整備を図る。
- (2) 市街化の進展状況や火災危険度等を勘案し、耐震性防火水槽の整備を図るとともに雨水貯留施設の活用や、河川、プール、池等の多様な消防水利の利用も推進する。

2. 消火（防災）用井戸の確保

- (1) 消火活動が困難な場合に対応するために、地下水の利用可能な地域での消火用井戸の開発を検討する。
- (2) 利用可能な地下水量の少ない地域では、防火水槽やプール等の併用活用を検討する。

第2節 火災の拡大防止

住宅密集地等が存在する地域は、初期消火に最善をつくしても、火災が拡大する恐れがある。

火災の拡大を防止するうえで、資機材、消防水利等の整備を図る必要がある。

- (1) 都市構造や災害様態の変化に応じた適正な消防力の整備・増強を図る。
- (2) 災害時の道路障害に加え同時多発火災に対処し、円滑かつ効率的な消防部隊の運用が図れるよう、地震火災用資機材の開発研究を進めるとともに整備を行う。

第3節 林野火災の特徴

- (1) 林野火災は、一定の季節、時刻、地域等に集中して発生する傾向がある。
- (2) 出火原因は、不特定の入山者によるたき火やたばこのポイ捨てなどの不注意や、野焼きからの延焼や飛火が多い。
- (3) 気象条件、植生物、林相によって延焼形態が大きな影響を受ける。また、地形によって局所的に気象状況が急変し、急激な燃焼等により人命危険を伴うことがある。
- (4) 一般に、発見通報が遅れるため、大規模な火災に移行するおそれが大きい。
- (5) 消防車の通行可能な林道が少ないと、水利の便が悪いことから、消火体制が整うまでに相当時間を要し、その間に延焼拡大し、消火活動が長時間に及びやすい。

第4節 林野火災出火防止対策

1. 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるので消防本部及び関係機関は気象予報、警報等を的確に把握し、予防に万全を期するものとする。

2. 防火パトロール

林野火災の多発危険期においては、巡視・監視等の警戒活動を強化し、火災の予防と早期発見に努めるとともに、特に火災警報及び火災注意報発表中においては、パトロールを強化して火気使用制限の徹底を図る。

3. 広報活動

林野関係機関と密接な連絡をとり、広報の時期、地域対象者等について検討し、有効かつ強力な広報及び啓発を行うものとする。

- (1) 立看板、ポスター等の設置
- (2) 広報紙による広報の実施
- (3) 広報車による巡回広報の実施

4. 査察活動

消防職・団員は、林野及び林野に近接する文化財建造物等の防火査察を実施し、林野火災予防の徹底を図る。

5. 火入れ等の防火指導

- (1) 林野及び林野付近において、焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却を行う際は、消防署長への届出の徹底を図る。
- (2) 火入れの許可を受けるときは、森林法第22条を遵守するとともに、事前に消防署と協議のうえ、市長の許可を受けるものとする。
- (3) 林野火災の多発する時期においては焚火又は喫煙等の制限をするなど、消防法第23条の規定による指導を積極的に行う。
- (4) 林野及び林野付近においてみだりに火を使用する者に対しては、火の使用の制限、禁止等を行う。

6. 林内事業者に対する指導

林内において事業を営む者に次に掲げる指導を行うものとする。

- (1) 林内事業者は、火気取扱責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。
- (2) 林内事業者は、火災時の連絡系統を定め、関係機関との連絡体制の万全を図る。
- (3) 事業箇所に火気取扱責任者の指定する喫煙所並びに焚火箇所を設け、標識及び消火設備を完備しておくこと。
- (4) 林内事業者又は林野の所有者は、自然水利の活用等による防火用水の確保、その他林野火災予防上の措置を積極的に講ずること。
- (5) 市長の火入れの許可を受けた場合は、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知すること。

第5節 林野火災延焼防止の事前対策

消防本部、関係機関及び林野の事業者又は所有者等は、林野火災発生時の被害を軽減するため、次に掲げる事項のうち関係するものについて積極的に推進するものとする。

1. 可燃物の整理

- (1) 伐採あとの整理
- (2) 下草等の処理

2. 延焼抑制地域の設定

- (1) 防火樹林等の適正配置と造林
- (2) 空地、道路による防火帯の設定
- (3) 防火帯を兼ねた林道の増設

3. 水利開発

- (1) 水ます、せき、貯水そう等の設置
- (2) 池の整理（接岸、道路）

4. 消防道路

- (1) 車両通行道路の重点的設定
- (2) 歩道登はん路の整備

5. 消防訓練の実施

- (1) 図上訓練
- (2) 現地訓練

6. 消防組織体制の整備充実

7. 消防用資機材の整備充実

林野火災に対処するため、ポンプ自動車、小型動力ポンプ、背負ポンプ、ジェットシューター、ウォーターチャージャー、組立水そう、消火薬剤、無線機、チェンソー、鎌、鋸、スコップ、鍬、鉈、斧等の整備充実を図るものとする。

第12章 広域停電事故災害への備え

担当	市	危機管理室
----	---	-------

災害の予防のための各種施策は、関西電力㈱および関西電力送配電㈱の防災業務計画に定めるところに従い、本市と連携を持って進める。

自然災害や事故災害の発生に対して、電気施設の必要な強化対策、安全化を図り、災害時における電力の供給を確保、又は迅速な復旧が図れる体制を確立する。

第1節 施設の管理・維持

関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、平常時から保安の規定類をはじめ関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持を行い、災害発生時の被害を軽減する措置を講ずる。

第2節 再発防止対策の実施

過去の事故原因究明のための総合的な調査検討を行い、その結果を踏まえ、再発防止対策を実施する。

第3節 防災訓練の実施

本市及び関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、平常時から電気施設業者と情報交換を行い、広域停電事故を想定した防災訓練などを実施し、災害時に円滑な復旧活動が行えるよう体制を整えておく。

第4節 電気施設の整備促進

施設の防災対策等を実施し、安全性・信頼性の向上を計画的・総合的に実施する。

第5節 防災知識の普及

電気利用者に対し、広域停電事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

第13章 広域断水事故災害への備え

担当	市	危機管理室、公営企業上下水道部、消防本部
----	---	----------------------

広域断水事故に対して必要な飲料水を確保し、供給することを目的として、応急給水のための水の確保・資機材の備蓄等を推進する。

第1節 応急給水への備え

1. 応急給水の基本的な考え方

震災により断水した場合の応急給水計画に準じて応急給水ができるよう対処する。

2. 応急対策拠点の整備

広域断水時の応急給水及び応急復旧を指揮する拠点を水道庁舎に設置する。

拠点においては、応急対策を指揮する上で必要となる備品・資機材、通信機材、緊急通行車両等の整備を行う。

3. 応急給水用資機材の整備

応急給水用資機材は、宇治浄水場及び水道庁舎に整備・備蓄する。また、蛇口スタンド（仮設給水栓）は、多くの需要が発生する場合も予想されるため、順次その整備・備蓄に努める。

4. 消防水利・飲料水の確保

配水池等での事故に備え、緊急時の消防水利・飲料水の確保を図るため、耐震貯水槽の整備を検討するとともに、民間の井戸、学校施設等のプール等利用可能な水利の調査を行い、それぞれの施設の水の利用について施設管理者と協定を結ぶ

5. 緊急給水、応急給水施設の確認

平時から緊急給水及び応急給水の対象となる施設（救急告示病院、指定緊急避難場所、指定避難所）を確認し、応急対策時に迅速に給水できるようにする。

資料1-2 避難施設一覧

資料1-6 市内の医療施設一覧

6. 給水場所マップの作成

災害等事故時において断水が発生した場合の給水場所は、第1次ポイントとして81箇所を定め、宇治市ホームページ等により市民への周知を図っているところである。

なお、断水地域の実情に即した対応が必要となった場合はポイントの移動も含め、臨機応変に実施する。

資料4-2 災害時給水場所一覧

7. 相互給水体制の構築

災害等事故時の備えとして、京都府営水道広域水運用による受水、及び、本市と隣接する京都市との相互分水協定に基づく受水による対応のほか、他市町との行政界付近に布設している水道本管を連結管で接続して、相互給水体制がとれるようにシステムを構築する。

第2節 応急復旧への備え

1. 水道施設に関する図書の整備

平常時から施設の設計図書の整備を行うとともに、マッピングシステムを活用して迅速な応急復旧に備える。

2. 応急復旧用資機材の確保

災害時における応急復旧用資機材については、工事業者等から調達することを基本とするが、浄水場、配水池等の基幹施設における必要最小限度の復旧用資機材の備蓄を図る。

3. 水道工事業者との協定

災害時における応急工事等の協定を締結している宇治管工事業協同組合、宇治市指定上下水道協同組合に対し協力を求めるとともに、必要に応じて、応急復旧工事の実施及び応急復旧用資機材の調達を要請する。

第3節 防災意識の啓発

市民・企業に対し、平素から飲料水の確保等について予防対策を行うよう、広報等を通じて啓発活動を行う。

1. 市民の役割

飲料水について、市民一人当たり 3 リットル／日 × 3 日分（できれば 1 週間分）を目途に備蓄するよう呼びかける。

2. 企業等

企業等に対し、従業員に対する防災教育及び食料・飲料水等の備蓄『3 日分以上（できれば 1 週間)』を要請する。

第4節 防災訓練

本市全体で行う総合防災訓練の他に、公営企業上下水道部としての防災訓練を定期的に行い、災害時の応急対策に万全を期す。

第14章 原子力発電所事故災害への備え

担当	市	危機管理室
----	---	-------

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）の定めるところに従い対策を進める。

原子力発電所事故の際の、環境放射線等モニタリング、広報、受け入れ避難所の開設等関係自治体への支援など迅速な対応を図ることができる体制を確立する

第1節 環境放射線等モニタリング

平常時からの京都府の環境放射線モニタリングの公表値を観測・活用する。

測定ポイント：府山城広域振興局（宇治若森）

第2節 防災対策の実施

国の原子力災害対策指針等の内容を踏まえ、本市において対応すべき内容を隨時検討する。

第3節 広域一時滞在

市は、京都府作成の「原子力災害に係る広域避難要領」に基づき、原子力発電所近隣地域からの広域一時滞在が可能となるよう、府その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第4節 国・府の基準値等の把握

原子力発電所の災害時におけるモニタリングの状況、飲料水・食料品の摂取制限、除染基準等の把握に努め、速やかな対応を行えるよう備える。

第5節 防災知識の普及

市民に対し、原子力発電所事故時の対応等の防災知識の普及を図る。

防災知識の普及及び啓発の実施に当たり、要配慮者へ十分配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

第3編 応急対策計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

事故災害の応急対策計画は、事故の種類及び応急対策の種類によって、以下の構成の計画とする。

1. 事故災害に共通する応急対策計画

第2章から第9章は、事故災害発生時に迅速かつ効果的な応急対策を実施するための応急活動の内容を示したものである。

事故の種類に関わらず、すべての事故災害に共通する応急対策計画である。

2. 個別事故災害の応急対策計画

第10章から第17章は、事故災害の種類別に各機関や事業所等が実施する応急対策の基本的な内容を示したものである。

第2章 応急活動体制

担当 災害対策本部 本部事務局

大規模な火災や事故が発生した場合、通常は消防本部等の担当部局で対応するが、事故災害の規模によっては担当部局だけでは十分に対応できず、複数の部局もしくは全庁的な対応を必要とする場合が生ずる。

本市域において事故災害が発生した場合、事故災害警戒本部、事故災害対策本部等の応急活動体制を構築し、市民の生命と安全を守るために、迅速かつ総合的な応急活動を実施する。

第1節 災害活動組織の設置

宇治市域において事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、下図における応急活動体制をとるものとする。

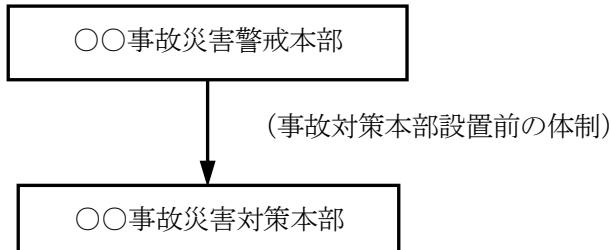


図 宇治市における防災組織体制

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	災害警戒本部、災害対策本部の設置 事故情報等	関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	災害警戒本部、災害対策本部の設置 関連初期情報	関係機関

1. 事故災害警戒本部

(1) 事故災害警戒本部の設置

事故災害対策本部を設置するに至らない場合、又は事故災害対策本部設置前の体制として、事故災害に関する情報収集、調整連絡等を行い、状況を把握し、初期の応急対策を行うため、副市長、危機管理監及び消防長が協議して設置する。

「事故災害警戒本部」の設置基準は、以下のとおりとする。

事故災害の発生により、重大な被害が発生するおそれがあり、単独の部局だけでは対応できず、各部局が協力して情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整など警戒体制をとる必要があると判断されるとき。

ただし、突発的な事故災害が発生し、即時に応急活動を実施する必要があるときは、警戒本部は設置せず、直接事故災害対策本部を設置する。

(2) 事故災害警戒本部の組織・運用

各班等の業務分掌、事故災害警戒本部の運用等については、事故災害対策本部の場合に準ずるものとする。

(3) 事故災害警戒本部の閉鎖

副市長、危機管理監及び消防長は、事故の危険が解消したとき、又は、事故災害対策本部が設置された場合、事故災害警戒本部を閉鎖する。

ただし、事故災害対策本部が設置された場合においては、それまでの事故災害警戒本部は、自動的に閉鎖し、その業務を事故災害対策本部に引き継ぐものとする。

2. 事故災害対策本部

(1) 事故対策本部の設置

市長は、市域において大規模な事故災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害活動の推進を図るため、事故災害対策本部を設置し、本部員はただちに事故災害対策本部に参集する。

「事故災害対策本部」は、次の基準により設置する。

- ア. 事故災害の発生により、重大な被害が発生又は発生するおそれがあり、単独の部局だけでは対応できず、各部局が協力して救助・救急、医療、広報などの総合的な応急活動体制を行う必要があると判断されるとき。
- イ. 市内の広域にわたって市民の生命に危険が及ぶおそれがあり、避難指示を発令することが必要な事態となったとき。

(2) 事故災害対策本部の組織

本部長（市長）は、副本部長、本部員を召集し、事故災害対策本部会議を開き、二次災害防止及び応急対策の実施について決定する。

ただし、本部長が事故災害対策本部会議を開くいとまがないときは、副本部長が代わって開く。

また、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

なお、本部長職務代理者の副本部長の順位は、第1副本部長、第2副本部長、教育長の順位とする。

事故対策本部の組織及び構成は、資料1-12に準じる。

資料1-12 宇治市災害対策本部組織図

(3) 事故災害対策本部の運用

事故災害対策本部の運営は、以下の通り行う。ただし、本部長不在の場合には、対策本部会議構成メンバーのうち、あらかじめ指定された者が運営にあたる。

- ア. 本部を設置するときは、災害対策本部指令により関係者に通知する。
- イ. 本部の活動は、市域における事故災害の規模、程度によって必要な体制をとるものとする。
- ウ. 本部の運営は、本部会議で決定した基本方針に基づき、業務分掌の迅速な処理に努める。
- エ. 本部の配備要員は、各業務分掌に基づき、市域における事故災害の規模、程度に応じた適正な規模によるものとし、応援要員は、配備された部署の職務に専念するものとする。

(4) 事故災害対策本部の閉鎖

本部長は、宇治市域内において、事故災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは事故災害対策本部を閉鎖する。

3. 現地事故対策本部

(1) 現地事故対策本部の設置

本部は被害状況に応じて、現地事故対策本部を設置する。現地事故対策本部長は、本部長が

指名する。

原則として、現地事故対策本部は、市の施設に設置する。

(2) 現地事故対策本部の業務

- ア. 本部長の指示による応急対策に関する業務
- イ. 被害状況・復旧状況の情報分析に関する業務
- ウ. 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
- エ. その他の緊急を要する応急対策に関する業務

第2節 職員の活動体制

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
本部事務局	要員の動員 事故情報等	関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
本部事務局	要員の動員 動員の連絡	各班、全職員

1. 事故災害対策本部要員の動員

本部は、防災活動の強力な推進を図るため、事故災害の発生の程度に応じて次頁の表に示す動員体制をとるものとする。

ただし、次のことを原則とする。

- (1) 家族の安否を確認した上で指定部署に参集すること。
- (2) 事情により指定部署に参集できない場合には、最寄りの市施設に参集し、本部の指示を受けること。

2. 動員の方法

- (1) 勤務時間内における動員の連絡は、災害対策本部指令により庁内放送又は電話、連絡員等により行う。
- (2) 勤務時間外における動員の連絡は、事故災害発生の初期情報を入手する消防本部から、あらかじめ定められた指定要員に対し連絡を行い、事故災害情報を入手した指定要員は、電話、携帯電話等を活用して、情報連絡体制に基づいて伝達を行う。

3. 事故対策本部要員の役割分担

事故災害は突然に発生するため、初期段階の対応が、その後の防災活動に大きな影響を与え、被害の程度を左右する。

初動体制を迅速に立ち上げ、役割分担と責任体制の明確化を図るため、事故対策本部組織における緊急、応急、復旧の3段階における時間別に対応した具体的な内容を示し、責任者をあらかじめ指定する。

事故対策本部要員及び本部各班の業務分掌の概要は、宇治市防災規則第7条別表第1に定めるところによる。

表 事故災害発生時の動員体制

体制の種類	動員数の基準	備考
警戒本部 1号配備	総務班 2人 情報班 2人 消防班 2人 建設班 7人	他の班員及び施設管理者については、待機等必要な指示を行う。
警戒本部 2号配備 又は 対策本部第1号動員	総務班 9人 情報班 2人 消防班 6人 福祉班 2人 建設班 14人 教育班 2人 産業班 2人 地区統括班 2人	
対策本部第2号動員	総務班 10人 情報班 10人 消防班 50人 福祉班 5人 建設班 14人 教育班 2人 産業班 3人 地区統括班 2人	
対策本部第3号動員	各班の職員の4分の1	
対策本部第4号動員	各班の職員の4分の2	
対策本部第5号動員	各班の職員の4分の3	

※上記以外の班は別途定める。

第3章 情報の収集・伝達

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、情報班、消防班
----	--------	-------------------

事故災害発生時においては、関係機関等が緊密に連携し応急対策を実施するために必要な情報の収集を行うとともに、その対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速確実に実施する。

第1節 事故災害情報の収集

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
情報班	事故災害情報の収集 事故情報	本部事務局、消防本部 山城広域振興局
消防班	情報の収集 災害情報	市民、事業所、航空局 鉄道事業者、関西電力(株) 関西電力送配電(株)、京都府
総務班	事故災害情報の収集 災害情報、被害状況	本部事務局、人事課、管財課、秘書広報課（車両係）

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
情報班	事故災害情報の収集 事故災害情報	各班、市民 (HP・FB)、 報道機関 (FAX・電話)
消防班	情報の伝達 災害情報	本部事務局、警察、近隣消防本部、京都府
総務班	事故災害情報の伝達 災害情報、被害状況	本部事務局、関係課

1. 航空事故情報の収集・伝達（資料4-3）

(1) 事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、突発的な航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における航空事故発生の情報を入手した場合は、速やかに危機管理室に伝達する。

(2) 大阪航空局からの通報

市域内で突発的な航空事故が発生又はそのおそれがあるとき、大阪航空局から、本市及び消防本部に連絡される。また、府山城広域振興局を経由して同様の情報が連絡される。

(3) 府との連絡調整

危機管理室は、突発的航空事故が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長）に報告する。

資料4-3 航空事故発生時情報連絡系統図

2. 鉄道事故情報の収集・伝達（資料4-4）

（1）事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、突発的な鉄道災害が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における鉄道災害発生の情報を入手した場合は、速やかに危機管理室に伝達する。

（2）鉄道事業者からの通報

市域内で突発的な鉄道災害が発生又はそのおそれがあるという情報、及び被害状況、活動体制、応急対策の活動状況は、鉄道事業者から、本市及び消防本部に連絡される。また、府山城広域振興局を経由して同様の情報が連絡される。

（3）府との連絡調整

危機管理室は、突発的鉄道災害が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長）に報告する。

資料4-4 鉄道事故発生時情報連絡系統図

3. 道路事故情報の収集・伝達（資料4-5）

（1）事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、突発的な道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における道路事故発生の情報を入手した場合は、速やかに危機管理室に伝達する。

（2）道路管理者からの通報

市域内で突発的な道路事故が発生又はそのおそれがあるという情報、及び被害状況、活動体制、応急対策の活動状況は、道路管理者から本市及び消防本部に連絡される。また、府山城広域振興局を経由して同様の情報が連絡される。

（3）府との連絡調整

危機管理室は、突発的道道路事故が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長）に報告する。

資料4-5 道路事故発生時情報連絡系統図

4. 危険物の爆発・流出事故情報の収集・伝達（資料4-6～資料4-11）

（1）事故原因者等からの通報

事故原因者（事業者）及び事故発見者は、突発的な危険物の爆発・流出事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における危険物事故発生の情報を入手した場合は、速やかに危機管理室に伝達する。

（2）大阪ガス(株)からの連絡

大阪ガス(株)は、本市内において大規模なガス漏れ事故、ガス供給停止の事態が発生した場合、速やかに危機管理室、消防機関にその旨を連絡する。

(3) 府との連絡調整

危機管理室は、突発的危険物事故が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長）に報告する。

資料4-6 危険物事故発生時情報連絡系統図

資料4-7 火薬類事故発生時情報連絡系統図

資料4-8 高圧ガス事故発生時情報連絡系統図

資料4-9 都市ガス等事故発生時情報連絡系統図

資料4-10 毒物・劇物事故発生時情報連絡系統図

資料4-11 原子力発電施設以外の放射線障害事故発生時情報連絡系統図

5. 大規模火災（市街地・林野）情報の収集・伝達（資料4-12）

(1) 火災原因者等からの通報

火災原因者及び火災発見者は、火災が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等により、直ちに最寄りの消防機関、警察機関にその旨を通報する。

消防本部は、市域内における危険物事故発生の情報を入手した場合は、速やかに危機管理室に伝達する。

(2) 府との連絡調整

危機管理室は、大規模火災が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長）に報告する。

資料4-12 大規模火災発生時情報連絡系統図

6. ライフラインの広域断絶情報の収集・伝達（資料4-13）

(1) 関西電力㈱および関西電力送配電㈱からの連絡

関西電力㈱および関西電力送配電㈱は、本市を含む広域的停電が発生した場合、直ちに危機管理室、消防機関にその旨を連絡する。

(2) 公営企業上下水道部からの連絡

公営企業上下水道部は、本市内において大規模な断水事故が発生した場合、直ちに危機管理室、消防機関にその旨を連絡する。

(3) 府との連絡調整

危機管理室は、ライフラインの広域断絶が発生又はそのおそれがある場合、速やかにその状況を取りまとめて、知事（府事故対策本部長）に報告する。

資料4-13 広域停電事故発生時情報連絡系統図

第2節 勤務時間外における対応

1. 勤務時間外における初期の防災業務

日曜日、休日及び夜間において、市長がその必要を認め、職員が登庁するまでの間における各種注意報の伝達、気象状況等の把握、又は被害状況の収集等と関係者に対する連絡については、警備員がこれにあたるものとする。

2. 指定要員への連絡

勤務時間外において、消防本部に関係機関から突発的な事故発生の情報が入った場合、速やかにあらかじめ定められた指定要員に対しその旨連絡を行う。

消防本部からの連絡により突発的な事故発生の情報を確認した指定要員は、直ちに登庁し、「事故災害警戒本部体制」あるいは「事故災害対策本部体制」に対応できる初動体制を確立する。

第3節 災害情報及び被害状況の収集・報告

被害状況の迅速・的確な把握は、応急対策要員の動員、応援要請、救援物資、資器材の調達、災害救助法適用の要否等、災害応急対策において基本となる重要な事項である。

災害時における情報及び被害状況の収集・報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行うものとする。ただし、市の被害が甚大で市において被害調査が実施できないとき、又は調査に特別な技術を要するため市が単独ではできないときは、府災害対策本部山城広域災害対策支部等に応援を求めるものとする。

また、被害状況の調査にあたっては、関係機関相互の連絡を密にし、重複、脱ろう等のないよう十分留意し、異なった被害状況等は調査し調整するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
情報班	災害情報及び被害状況の収集・報告 災害情報、被害状況	各班、関係機関
消防班	情報の収集 災害情報	市民、事業所、航空局、 鉄道事業者、関西電力株、 関西電力送配電(株)、京都府
総務班	災害情報及び被害状況の収集・報告 災害情報、被害状況	本部事務局、人事課 管財課、秘書広報課（車両 係）

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
情報班	災害情報及び被害状況の収集・報告 災害情報、被害状況	各班、市民（HP・FB）、 報道機関（FAX・電話）
消防班	情報の収集 災害情報	本部事務局
総務班	災害情報及び被害状況の収集・報告 災害情報、被害状況	本部事務局、関係課

1. 情報の収集

各班の長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて関係機関と緊密な連絡をとり、被害の状況その他災害応急対策活動に必要なあらゆる情報の収集に努めるものとする。

2. 報 告

各班の長は、被害状況等災害に関する情報を迅速かつ的確に災害対策本部長に報告するものとする。

（1）報告の内容

ア. 被害の状況

イ. 災害応急対策実施状況

応急対策の実施方針及び全体計画、避難の指示並びに救助活動、消防活動の状況等すでに災害に対してとった措置、応援職員の要請その他要望事項等今後とろうとする措置

ウ. その他災害応急対策実施上参考となる事項

(2) 報告の種類

ア. 災害情報報告

事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事故発生箇所の状況及び予想される被害の内容その他災害防止対策を講じるために必要な資料、又はすでに実施し、若しくは実施しようとする応急措置について、その概要を様式第4号により報告するものとする。

資料1-20 様式第4号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

なお、被害状況のうち次に掲げる事項については、被害の発生のつどその詳細を同様式により報告するものとする。

(ア) 人的被害

(イ) 建物被害

(ウ) 一般車両が通行不能となった道路、橋等の被害

(エ) 付近住家に被害を及ぼすおそれのある危険物施設の被害等

(オ) その他およぼす影響が大である被害

イ. 被害概況報告

初期的段階において被害の有無及び程度の全般的概況について報告するものとし、正確度よりも迅速を旨とするもので、様式第5号により被害状況の累計を報告するものとする。

ただし、本部長が指定するときは、被害の有無にかかわらず原則として1時間ごとに報告するものとする。

資料1-20 様式第5号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

ウ. 被害状況報告

被害概況速報で報告後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次それぞれの班に該当する事項を様式第6号により報告するものとする。

ただし、本部が必要と認める場合は、その指示に従って報告するものとする。

資料1-20 様式第6号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

エ. 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後の報告は様式第7号により最終の報告をするものとする。

ただし、本部が必要と認める場合は、その指示に従って報告するものとする。

資料1-20 様式第7号（災害情報及び被害状況の収集・報告様式）

(注) 報告は、あらかじめ定められた記号を用いて、要領よく、かつ、明確に行い、受信者の復唱をまって終了するものとし、単位の呼称(人、棟、世帯、センチメートル、ミリメートル等)は省略する。

また、時刻は、24時制を採用し、午前、午後の区別は使用しない等報告の簡略化を図る。

(3) 報告の処理要領

ア. 関係各班長は、本部事務局に報告する。

イ. ア. の報告に基づき、対策本部は、下図の要領により報告を処理する。

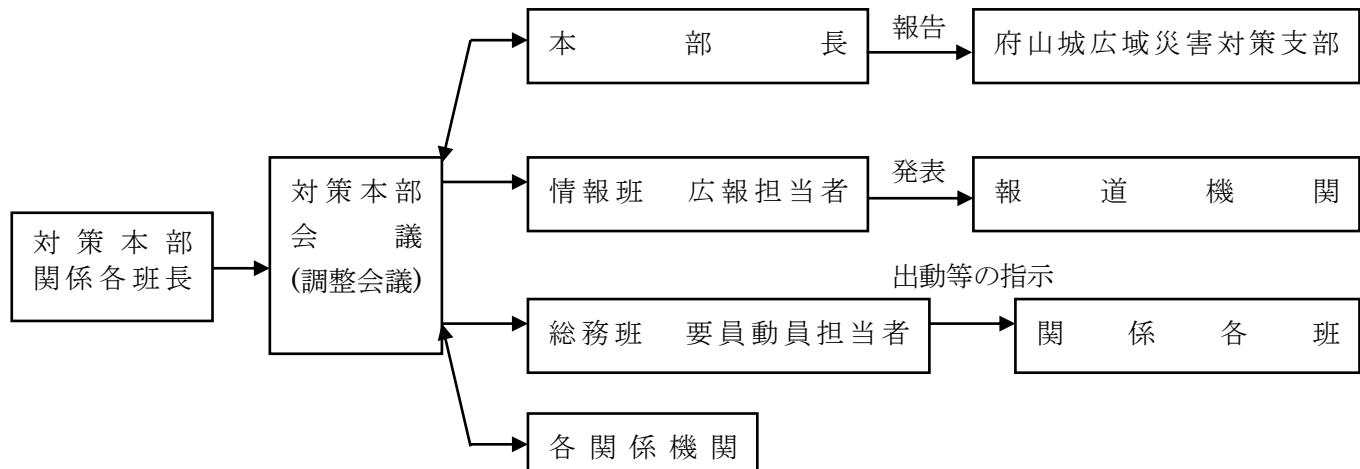


図 報告処理経路

3. 被害状況等の報告系統

被害状況等の一般的な報告の系統は、おおむね下図のとおりとする。

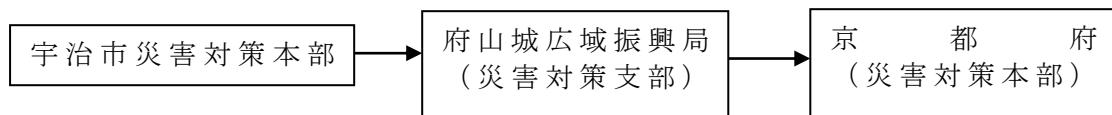


図 被害状況等の一般的な報告の系統

第4節 事故災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

事故災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準は、「一般対策編」及び「震災対策編」に準じて、資料1-21によるものとする。

資料1-21 災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

第5節 非常無線通信等の利用

次の方法により連絡の確保を図るものとする。

1. 防災行政無線設備の運用

防災行政無線設備は、電波法、同法施行令及び別に定める市地域防災無線管理要綱に基づき運用するものとする。

2. 防災系非常通信経路の利用

有線の途絶時の京都府に対する連絡については、京都府防災行政無線を活用するほか、「有線途絶時の非常通信経路図」(資料1-18)を利用する。

資料1-18 有線途絶時の非常通話経路図

3. 既存の通信機器以外の通信手段の確保

状況により、固定電話や防災行政無線に加え、より多くの通信手段の確保の必要性があると判断

した場合は、国等への通信機器の貸与要請等非常用通信手段の確保を図るものとする。

4. 通信途絶時の措置

各機関の通信施設においても連絡不能の場合は、災害対策本部からの連絡員の急派により、連絡の確保に努めるものとする。

したがって、関係各班は、上記の措置を効果的に実施するため、あらかじめ具体的計画を樹立しておくものとする。

第4章 広報・広聴活動計画

事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、速やかに市民に対する災害情報・措置情報を広報し、人心の安定を図り、必要な行動を促すための広報活動を実施する。

また、被災市民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な処置を実施するため、問い合わせ・相談窓口を設置する。

第1節 広報活動

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、情報班
----	--------	---------------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
情報班	避難の指示等のもととなる情報災害情報、生活関連情報、救援措置情報 災害情報　被害情報　生活関連情報　救援措置情報	各班、対策本部会議 関係機関

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
情報班	避難の指示等の緊急広報災害情報、生活関連情報、救援措置情報の一般広報 緊急広報、一般広報	各班、市民（広報車・ヘリコプター・電子メール・HP・FB・広報刊行物・消防班等）、報道機関（FAX・電話）

1. 広報の基本方針

- (1) 情報班は、関係班、関係防災機関と連携して災害情報のうち、市民の安全にかかわる避難の指示等を「緊急広報」として実施する。また、総合的な一般情報（緊急広報以外の災害情報、生活関連情報、救援措置情報）を「一般広報」として実施する。
- (2) 各班は、定期的に本部事務局と情報班に対して災害情報、生活関連情報等を報告する。本部事務局及び情報班は、これらの情報のリスト化を図り、定期的に広報用資料、関係防災機関への閲覧用資料を作成するとともに、各班への情報提供を行う。
- (3) 市民に対する防災情報伝達を確実に行うために、以下3. に示すあらゆる方法を用いることとし、平常時から、市の防災情報にかかる伝達方法、その他防災情報の収集・入手手段についての周知を行い、市民の情報収集の選択肢を広げる。

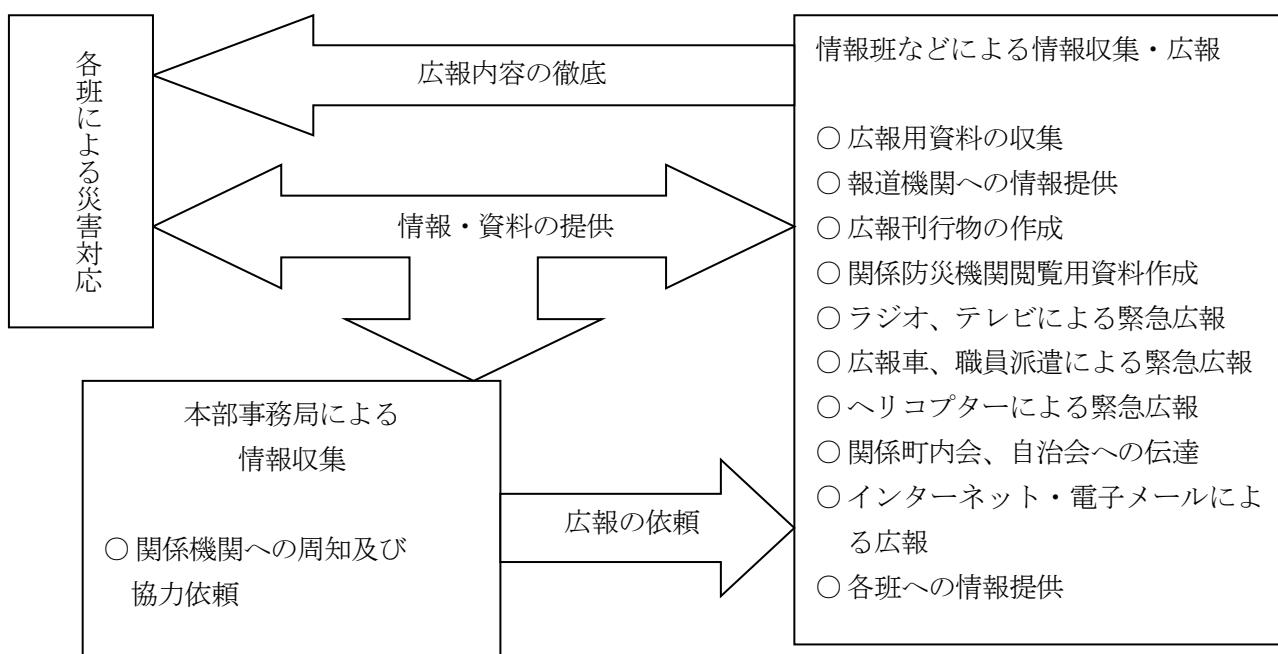


図 広報活動の流れ

2. 広報事項

- (1) 災害情報
 - ア. 災害の発生状況
 - イ. 本部等の設置と活動状況
 - ウ. 避難誘導及びその他注意事項
 - エ. 市内の被害状況
 - オ. 家庭、職場での対策と心得
 - カ. その他必要な事項

- (2) 生活関連情報
 - ア. 電気、ガス、水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み
 - イ. 食糧、生活必需品等供給状況
 - ウ. 道路交通状況
 - エ. 鉄道、バス等交通機関運行状況
 - オ. 医療機関の活動状況
 - カ. その他必要な事項

- (3) 救援措置情報
 - ア. 災証明書等の発行状況
 - イ. 各種相談窓口の開設状況
 - ウ. 市税、手数料等の減免措置の状況
 - エ. 災害援護資金等の融資情報
 - オ. 仮設住宅等の臨時住宅の提供状況
 - カ. 市業務の再開状況
 - キ. その他必要な事項

3. 広報の方法

(1) 本部による緊急広報の方法

ア. ラジオ、テレビによる緊急広報

本部は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合、その通信のため特別の必要があるときは、各放送機関（日本放送協会京都放送局、株京都放送、エフエム宇治放送株）に対して必要事項の放送要請を行う。

本部長は、必要と認めるときは、エフエム宇治放送株に対し、「うじ安心館」内に臨時スタジオを設置するよう要請する。

イ. 広報車、職員派遣による緊急広報

本部は、必要に応じて、被災地域に広報車や職員を派遣して緊急広報を実施する。その際、災害用広報イントロを活用する。

ウ. ヘリコプター等による緊急広報

本部は、ヘリコプター等による緊急広報の必要があると判断した場合は、京都府等防災関係機関等に協力を求め、緊急広報を実施する。

エ. 電子メールによる緊急広報

本部は、必要に応じて、京都府防災・防犯情報メール、エリアメール、緊急速報メール等を用いて住民に対して緊急広報を行う。なお、災害時はメールが遅延する可能性もあるため本文中には必ず発信時間を記入する。

オ. 町内会、自治会等への連絡

本部は、必要に応じて、町内会、自治会長へ緊急連絡を行う。

(2) 市管理施設、事業所等の緊急広報の方法

ア. 不特定多数の市民が利用する施設や繁華街、事業所等の管理者及び事業者は、災害発生時の混乱の防止を図るため、利用者が冷静に初動行動ができるように館内放送や非常用放送設備を用いて広報を実施する。

イ. 商店街等の事業者は、災害発生直後の来街者の安全確保のため、有線放送等を用いて広報を実施する。

ウ. 鉄道事業者は、利用客の安全な避難誘導を行うため広報を実施する。

エ. 有線放送事業者は、災害発生直後には混乱防止放送内容について、広報を実施する。

(3) 一般広報の方法

ア. 報道機関との連携

(ア) 本部長は、本部が設置されたときは、責任者を広報担当者として置き、定期的な報道連絡や記者会見を行い、市民に対して速やかに情報提供を行う。

(イ) 情報班は、報道機関（日本放送協会京都放送局、株京都放送、エフエム宇治放送株、日刊紙、日刊地方紙等）に対して、災害情報、生活関連情報、救援措置情報の提供を行う。

なお、報道機関への広報は、広報用専用室を設けて行い、適切な方法に沿って実施し正確な情報提供に努める。

(ウ) 情報班は常に情報を収集し、一貫して報道資料を作成し隨時公表するものとする。

また、報道機関からの照会、問い合わせの受付及び返答についても、原則として同班を通じて行うものとする。

イ. 広報刊行物の発行

(ア) 情報班は、「宇治市政だより号外」などの広報刊行物を作成し、各班等へ送付する。

(イ) 各班は、広報刊行物に掲載する広報内容を情報班に提出する。

(ウ) 地区班は、地元組織等に対して広報刊行物の配布の協力を依頼する。

(エ) 地元組織等は、地区班と協力して避難所への配布、被災地への個別配布、掲示板への

掲示を行う。

(オ) 各班は、市民に広報された内容については、班職員への徹底を図る。

ウ. 現地広報

被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は、情報班が関係機関と協議して行う。ただし、緊急を要するときは、消防班等の現場指揮者の判断により行う。

エ. その他の広報

(ア) 情報班は、市民への広報刊行物等による広報内容について、必要に応じて、ソーシャルメディアや宇治市ホームページ等のインターネットを利用して情報提供を図る。

(イ) 本部事務局及び情報班は、ボランティア等と連携して、外国語による広報刊行物を作成するとともに、報道機関に対して外国語の広報文を提供し、広報を依頼する仕組みを検討する。

4. 記録写真等資料の収集

本部事務局及び情報班は、被災地の状況をビデオ又は写真撮影するほか、必要に応じて関係機関からの資料収集を行い、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。さらにソーシャルメディア等インターネットで情報収集を行えるサービスの活用を検討する。

第2節 広聴活動

担当	災害対策本部	総務班、地区統括班
----	--------	-----------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	広聴活動	
地区統括班	災害情報、被害状況、問合せ、要望、相談等	市民、本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	広聴活動	
地区統括班	災害情報、被害状況等	本部事務局、情報班、市民

1. 緊急問い合わせへの対応

- (1) 総務班は、災害発生直後に多発すると想定される電話による市民からの問い合わせや相談に対し、「問い合わせ対応チーム」(仮称)を組織して対応する。
- (2) 総務班は、「問い合わせ対応チーム」の編成にあたり、電話回線の確保や場所の確保など必要な連携を行う。
- (3) 「問い合わせ対応チーム」は、問い合わせへの対応方法の内容を本部事務局へ確認し、統一的な回答文書として作成し、掲示又は班員へ配布してその後の対応の迅速化を図る。
- (4) 「問い合わせ対応チーム」は、当日の問い合わせ内容、件数を記録、集約し、同種多数の問い合わせ内容については情報班へ報告し、必要に応じて広報紙等への掲載を依頼する。

2. 臨時相談所の開設・運営

- (1) 他の地域と比較し特に被害が大きい場合や、本部から離れた地域において、地区班は、本部長の指示により被災地域内の公共施設や避難所等に臨時相談所を開設する。

- (2) 地区班は、臨時相談所における相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各関係機関へ連絡し、早期解決を図るように努力する。
- (3) 地区班は、相談内容の処理の正確性及び統一性を図るため、「相談内容聴取用紙」を用いて相談等の記入を行う。

資料1-22 相談内容聴取用紙

- (4) 地区班は、相談内容、件数、処理内容、件数等を相談内容等報告書により定期的に本部へ報告する。ただし、急を要すると判断される場合は、本部にファックス等により速報する。

資料1-23 相談内容等報告書

第5章 応援要請計画

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班
----	--------	-----------

大規模な事故災害が発生した場合、本市だけでは対応が困難な場合、国、府、他市町村等の各機関に対して応援を要請する。

なお、本計画は、関西広域連合が定める「関西防災・減災プラン」及び京都府地域防災計画との整合性を図ることにより、実効性を確保する。

第1節 他の地方公共団体等への応援要請

1. 災害時相互応援協定締結市町への応援要請

本市は、災害時の相互応援を行うことを目的として京都南部都市災害時相互応援協定及び遠隔地の都市との災害時相互応援にかかる協定等を締結している。大規模な事故発生に本市だけでは対応が困難な場合、本部長は関連部局と協議の上、次の事項を明確にし、連絡体制（資料1-28）に従い、各市町に要請する。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 応援を希望する機関名
- (3) 応援を希望する人員、物資等
- (4) 応援を必要とする場所、期間
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要な事項

資料1-28 京都南部都市災害時相互応援協定団体 連絡体制

2. 京都府への応援・応援あっせん要請

本市又は近隣市町の相互応援体制では災害応急対策を円滑に実施することができない場合、本部長は、府知事に応援又は応援のあっせんを求める。ただし、緊急を要し、また、やむを得ない事情のあるときは、各班等の長の判断により所管業務に係る要請を行うことができる。その場合には速やかに本部長にその旨を報告するものとする。

応援要請に当たっては、原則として、次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 適用する法令、協定等
- (3) 応援を希望する機関名
- (4) 応援を希望する人員、物資等
- (5) 応援を必要とする場所、期間
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

3. 緊急消防援助隊の応援要請

本市域における災害が甚大で、府内の市町村の消防力で対処できないと認める場合は、府知事に緊急消防援助隊の応援要請をする（資料1-29）。

資料1-29 緊急消防援助隊連絡体制

第2節 関係協力機関への連絡及び要請

消防を除く関係協力機関及び連絡や要請する事項は、資料1-30の通りである。

資料1-30 関係協力機関及び連絡、要請事項一覧表

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

1. 災害派遣要請基準

- (1) 市長又は災害対策本部の運用責任者あるいはその者が指示した者（以下「市長等」という）は、市域に災害が発生し、又はその恐れがある場合で、消防や警察等の関係機関の機能をもつても、なお、災害対策活動の万全を期し難いときは、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請する。
- (2) 市長等は、人命救助等のため緊急を要し、府山城広域振興局長を通じて府知事に派遣要請をするいとまがないときに限り、直接自衛隊に対して状況の通知を連絡できる。この場合、市長はすみやかにその旨を府知事に報告しなければならない。

上記(1)、(2)の派遣要請に関する手順を資料1-31に示す。

直接派遣を要請する連絡先は、陸上自衛隊第7普通科連隊（福知山市）とする。（災害派遣担当区は第4施設団）

資料1-31 自衛隊派遣要請系統図

2. 災害派遣要請要領

市長等が知事に自衛隊の災害派遣要請を具申しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するため文書をもってしては時機を失する場合は、口頭又は電話等によるものとし、後刻すみやかに文書を作成して正式に要請する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3. 災害派遣部隊の受け入れ態勢

自衛隊の派遣が決定された場合、次の受け入れ態勢を図るものとする。

- (1) 受け入れ準備
 - ア. 自衛隊の宿泊施設・野営地、車両・資機材等の保管場所は山城総合運動公園（太陽が丘）とする。また、災害の状況によっては資料編に示す集結適地から活用する。また、派遣部隊用のNTT電話回線を準備する。
 - イ. 災害派遣部隊にヘリコプターが含まれる場合は、「一般対策編第3編第20章 輸送」に示す資料1-32 ヘリコプター離着陸場予定地一覧を指定する。
 - ウ. 災害派遣部隊及び府との連絡要員をおく。
 - エ. 災害派遣部隊の活動にあたり、現場責任者をおき、自衛隊現地指揮官と協議し、作業を円滑に進める。
 - オ. 災害派遣部隊で保有する使用可能資機材等以外の必要なものについては、市においてあらかじめ準備できるように努める。

資料1-32 ヘリコプター離着陸予定地一覧

(2) 派遣部隊到着時の措置

- ア. 知事に災害派遣部隊の到着を報告する。
- イ. 災害派遣部隊の到着が、他の災害救援及び災害復旧機関と競合重複する事がないよう効率的な作業の分担について協議する。

4. 撤収の要請

災害派遣部隊の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、市長は速やかに知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとるものとする。

第4節 受入に向け必要な業務や体制の確立

国や他の自治体等からの応援を効率的かつ効果的に受けるため、関係機関の応援部隊の展開、活動拠点の確保を図るなど、必要に応じて次の業務や体制づくりに取り組む。

- (1) 消火、救助、救急部隊等受入
- (2) 重症患者広域搬送・DMAT、救護班受入
- (3) 救援物資受入
- (4) 他自治体等の応援要員受入
- (5) 広域避難
- (6) 宇治市災害ボランティアセンターへの要請とボランティア受入表明

第6章 救出・救助、救急・救護活動計画

大規模な事故災害発生により多数の要救出・救護者や負傷者が発生した場合、消防機関、警察機関、医療機関が総力をあげて救出・救助、救急・救護活動を実施する。

第1節 救出・救助活動

担当	災害対策本部	消防班
----	--------	-----

救助活動は、消防機関が中心となって担当し、警察、消防団、地域住民等の連携・協力のもとに活動にあたる。

救出方法は、事故の種別、事故現場の状況等、条件によってそれぞれ異なるが、関係機関が所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保って、その活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	情報の収集、災害現場活動 灾害情報	災害現場の指揮者

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	情報の収集、災害現場活動 灾害情報	本部事務局

1. 情報の収集及び共有

消防機関及び警察、他の防災関係機関は、119番通報、110番通報及び事故原因者（事業所）等からの通報等により、被害状況を早期に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。

2. 救出・救助活動

- (1) 救助活動は、消防機関の救助隊及び警察が、保有する資機材を活用して、組織的に実施する。
- (2) 救助・救急活動に必要な重機等は、関係事業者の協力を得て、迅速に調達を図る。
- (3) 事故災害発生の規模、態様に応じて、単独で、また保有している資機材で対応できないと予想される場合は、本編第5章「応援要請計画」に基づき、府及び他市町村に応援を要請する。
- (4) 消防団員は災害現場において、警戒区域の設定、現場警戒等、消防隊員の活動が容易になるよう支援活動を行う。
- (5) 救出作業中において死体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明し、引取人があるときは、遺族等に引き渡す。
- (6) 広域停電事故の発生により、市内各所で同時発生的にエレベーターへの閉じ込め事故が多発した場合、エレベーター管理会社と連携して対応する。

3. 応援・協力体制

救助・救出活動を実施するにあたり、消防機関及び警察機関のみでは救出・救助が困難な場合、速やかに本編第5章「応援要請計画」に基づき、府山城広域振興局、その他隣接市町等に協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊の派遣を要請し、これら関係機関の連携・協力のもとに活動にあたる。

4. 慘事ストレス対策

救助・救出活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第2節 救急・救護活動

担当	災害対策本部	消防班、福祉班
----	--------	---------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	情報の収集、災害現場活動 災害情報	災害現場の指揮者

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	情報の収集、災害現場活動 災害情報	本部事務局

1. 事故現場での対応

(1) トリアージの実施

- ア. 事故災害の発生により多数の傷病者が発生し、短時間での救急搬送が困難であると判断される場合、事故現場においてトリアージを実施する。
- イ. トリアージは、現場出動した救急救命士及び応援要請により出動した医療関係機関の救護班等が実施する。
- ウ. 消防団員は、災害現場において傷病者の搬送等を実施する。

(2) 救護班（医療班）の出動要請

事故現場における応急救護及びトリアージ要員が必要な場合、本部に対して救護班の派遣を要請する。

- ア. 本部は、「災害医療救護活動に関する協定」に基づき、宇治久世医師会に医療班の出動を要請する。
- イ. 本部は、本編第5章「応援要請計画」に基づき、府に対し日本赤十字社京都府支部救護班等、府等の医療機関に対して救護班の設置を要請する。

(3) 仮救護所の設置

ア. 市は、迅速な医療救護活動を実施するため、事故現場に救護所を設置し、負傷者の応急手当を行う。

- イ. 傷病者の救護には、医療関係機関、消防団、ボランティア団体等の協力・連携のもとにあたる。

ウ. 仮救護所においては、負傷者の応急処置、重傷者の後方医療へ搬送、死亡の確認等の他、状況に応じて遺体の検案に協力する。

(4) 医療品等の調達

医療品等が不足した場合は、府山城北保健所と協議し、調達の協力要請を行う。また、市外からの救急医療物資は、消防等の輸送車両により搬送する。

2. 救急搬送

(1) トリアージに基づく搬送

救出した傷病者は、トリアージタグの取付、応急手当をした後、トリアージタグの指示に従い救急病院等へ搬送する。

(2) 搬送車両等の確保

ア. 負傷者の搬送は原則として救急車により行うが、負傷者多数の場合は救急隊の応援を要請する。救急隊の派遣が困難な場合は、本部に対して臨時の搬送車両の要請を行う。

イ. 本部は、本編第9章「交通・緊急輸送対策」に基づき、公用自動車の派遣や、民間自動車の借り上げ等の措置を実施する。

ウ. 緊急を要しへリコプターによる救急搬送が必要な場合は、現場の要請により、本部長が本編第5章「応援要請計画」に基づき府に要請する。

(3) 搬送先病院の指定

ア. 消防本部は、救急医療情報システムを活用して、後方医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、負傷者数と負傷程度に合わせて的確に負傷者の搬送先の指定を行う。

イ. 広域停電事故に伴い、市内医療機関の機能維持に支障が発生するおそれがある場合、市は、医療機関と協力して応急対策資機材等の調達を図る。

3. 後方医療体制

市内医療機関での対応が困難な重症者、特殊治療を要する者については、後方の医療機関に応援要請、又は搬送する。

4. 心のケア

事故災害の発生により激しいショックを受け、精神的に傷ついた心における障害に対し、心のケアが必要である。精神疾患及びP T S D（心的外傷後ストレス障害）等に適切に対応できるよう、以下の対応を整える。

(1) 府山城北保健所を拠点とし、相談室等を設置する。

(2) 精神科医とカウンセラー等の巡回チームを編成して心のケアにあたれる相談体制を整える。

(3) 心のケアを図れる精神保健に関する情報提供とともに、電話相談を行う。

(4) 近隣自治体の精神保健医療従事者の応援を求めるとともに、精神保健ボランティアの受け入れ体制の確立を図る。

第7章 避難誘導計画

事故災害により、市民の生命が危険にさらされている場合、また、二次災害が発生するおそれがある場合、避難指示を発令し、避難誘導を実施する。

第1節 避難の指示

担当	災害対策本部	本部事務局、消防班
----	--------	-----------

1. 実施責任者

災害の種類等により、避難の指示を行う実施責任者は、下表のとおりである。

事故災害発生時に避難を必要とする事態が発生した場合は、第一次的に住民に直結する市長が指示を行うものとする。

また、避難所の開設についても市長が（災害救助法が適用された災害にかかるものについては知事の補助執行者として）行うものとする。

なお、避難指示等を行うために、外部からの情報を速やかにかつ的確に把握し、早い段階から地域の情報等の入手に努めるとともに、伝達手段の多様化（インターネットの活用等）を促進する。

表 災害の種類等による実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法
市長（指示）	災害全般	災害対策基本法第60条
警察官（指示）	〃	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官（指示）	〃	災害対策基本法第61条
知事又はその命を受けた職員（指示）	洪水、高潮、地すべり	水防法第22条 地すべり防止法第25条
水防管理者（指示）	洪水、高潮	水防法第22条
自衛官（指示）	災害全般	自衛隊法第94条

2. 対象者

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある地域の居住者、滞在者その他の者とする。

3. 一般的基準

避難の指示は、次のような事態になったとき発するものとする。

- (1) 事故災害による火災の拡大等により、市民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- (2) 有毒ガスその他の危険物質が流出拡散し、又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が及ぶと認められるとき。
- (3) その他諸般の状況から、避難の必要があると認められるとき

4. 方 法

災害対策本部長（市長）は、本市域内において危険が切迫し、必要と認めた場合には、宇治警察署長、消防長と協議のうえ、住民等に対して避難のための立退きの指示を行う。この場合、本部長は速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときはただちに公示し知事に報告する。

なお、警察官又は自衛官が指示する場合は次のとおりである。

(1) 警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要性が認められる事態において市長が指示できないと認められるとき又は市長から要求があったときは、警察官は自ら立退きを指示する。この場合、警察官は直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいない場合に限り、市長、消防長等と連絡協議のうえ避難措置を行い、又は協力するものとする。

5. 指示の伝達及び事前措置

避難の指示者及び関係の各機関は、避難のため立退きを指示したとき、又は指示等を承知したときは、次の要領により当該地域の居住者等及び関係機関に連絡し、その周知徹底を図るものとする。また、避難のための立退きの万全を期すため、事故災害の発生により危険の予想される地域内の住民に避難場所、避難経路及び警鐘、サイレン等による周知方法等について、あらかじめ徹底させておくものとする。

(1) 伝達の方法

ア. ラジオ、テレビ放送等による伝達

日本放送協会京都放送局、(株)京都放送、エフエム宇治放送(株)等の放送局に対して指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。

イ. 広報車による伝達

市、消防署、警察署の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。その際、災害用広報イントロを活用する。

ウ. 個別巡回による伝達

市職員（地区班員）、消防職員、警察官、消防団員などにより関係地区を巡回し、携帯スピーカー等を利用して口頭伝達を行うほか、必要あるときは各家庭を個別に訪問して伝達の周知徹底に努める。

エ. 電子メールによる伝達

本部は、必要に応じて、京都府防災・防犯情報メール、エリアメール、緊急速報メール等を用いて住民に対して緊急広報を行う。

オ. 町内会、自治会等への伝達

必要に応じて、町内会、自治会長へ電話等により伝達する。

カ. 宇治市ホームページ等による周知

宇治市ホームページやフェイスブックにて、周知する。

(2) 伝達の内容

避難の指示を行う場合の伝達内容は次のとおりとする。

ア. 指示者

イ. 指示の理由

ウ. 避難を要する地域

エ. 避難所の名称及び所在地

- 才. 避難経路（必要がある場合）
- カ. 注意事項（盗難の予防、携行品、服装等）

第2節 警戒区域の設定

担当	災害対策本部	本部事務局、消防班
----	--------	-----------

災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づいて、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

第3節 避難の方法

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、消防班、福祉班、地区統括班
----	--------	-------------------------

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	避難の方法 避難の方法	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	避難の方法 避難の方法 避難の方法	市民
	移送手段の確保	秘書広報課（車両係）、人事課、関係機関

1. 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の点の周知徹底を図るものとする。

- (1) 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。
- (2) 会社、工場にあっては、毒物・劇物や油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- (3) 避難者は、避難する時にまず持ち出すものとして貴重品、衣類、応急医療品、携帯ラジオ、非常食品、照明器具等を1次持ち出し品として携行する。
- (4) 避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。
- (5) 服装は軽装とするが、素足、無帽はさけ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行するとともに、運動靴を履くようにする。
- (6) 災害直後の数日間を自給できるようにするための食料品、水、燃料等の2次持ち出し品を各家庭でも備蓄する。
- (7) 各号のうち、平素から用意しておける物品等は「非常持出し」の標示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにする。
- (8) なお、病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、老人、乳幼児を収容している施設にあっては、平常時において避難計画をたて、市、消防署、警察署等との連絡を密にするものとする。

2. 避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行うものとする。

- (1) 避難の誘導は、警察官、消防職員、市職員（地区班員）等が行うものとするが、誘導にあたっては極力安全と統制を図るものとする。なお、地域住民組織・町内会、自治会等の自主防災組織等とも連絡をとり、協力を求めるものとする。
- (2) 避難にあたっては、妊産婦、傷病人、老幼者、障害者等を優先する。
- (3) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、誘導の安全を期するものとする。

3. 移送の方法

避難、立退きにあたっての移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両、舟艇等により行うものとする。

なお、被災地が広域で大規模な立退き移送を必要とし、市において処置できないときは府山城広域災害対策支部に対し応援要請を行うものとする。

第4節 学校等の集団避難計画

担当	災害対策本部	福祉班、教育班
----	--------	---------

学校、園においては、平素から関係機関と協議のうえ、避難訓練等を実施するとともに、適切な処置、行動ができるよう、その組織等を確立して、園児、児童、生徒の生命の安全について万全を期するものとする。

なお、休校（園）、登下校の指導については、一般対策編第3編第29章「文教対策」計画に準じて実施する。

第5節 火災に対する避難計画

担当	災害対策本部	消防班
----	--------	-----

病院、工場、事業所、興行場、社会福祉施設等の防火管理者又は施設の長等は、非常時に際して的確な避難行動ができるようあらかじめ避難計画をたて、必要な訓練を行うものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	消防計画に基づく避難訓練の指導 消防計画の樹立	各事業所等

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	消防計画に基づく避難訓練の指導 災害情報	本部事務局

第8章 避難収容対策計画

担当	災害対策本部	本部事務局、総務班、福祉班、教育班、地区統括班
----	--------	-------------------------

事故災害により住家を失った被災者等に対しては、速やかに避難所を開設し、これを受け入れる。避難所の管理・運営は施設管理者、地元組織が協力して対応するものとする。

第1節 避難所の開設

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	避難所の開設の判断	
教育班		
地区統括班	避難所開設状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	避難所の開設	
教育班		
地区統括班	避難所開設状況	市民

1. 避難施設と収容可能人員

避難所は、公共施設等の建物の中から、指定緊急避難場所、指定避難所、その他避難所及び福祉避難所を設置する。避難所施設は、耐震性、防災性及び設備の充実等に努める。

- (1) 一時集合場所は、近所の集会所や公園・空地など一時的に集合して様子を見る場合又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所として、地域の自主防災組織等が位置づけるものとする。
 - (2) 指定緊急避難場所については、想定される災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であつて、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。
 - (3) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であつて、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は兼ねることができる。
 - (4) その他避難所は、災害がある程度落ち着いても、なお引き続き避難を必要とする場合の中長期的な避難所として位置付ける。
 - (5) 福祉避難所は、「特に配慮が必要な人たち」の収容が可能な施設とし、協定を締結している福祉施設や、一般の避難所に、福祉避難コーナー設置ガイドラインに基づき確保したスペースとする。
- なお、収容可能人員は、資料1-2のとおりである。
- (6) 感染症の流行期においては、必要に応じ発熱者等用避難所の開設を行う。

資料1-2 避難施設一覧

資料1-7 民間業者等との協定締結一覧

2. 避難所の開設

(1) 避難所

ア. 避難所の開設及び閉鎖は市長が行い、地区班と学校長等施設管理者は、互いに協力して避難所の運営管理を行う。

イ. 開設にあたっては指定緊急避難場所（市立の小中学校）を優先して開設する。避難所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とし、あらかじめ定めておく。

なお、災害の規模に応じた避難所の開設のあり方について別に定めておくこととする。

ウ. 各避難所においては、避難者の受け入れ場所、介護、医療等スペースをあらかじめ決めておく。

(2) 開設基準

避難所の開設は、災害救助法の開設基準に準じて開設する。

(3) 対象

災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内（必要な場合は、期間を延長する。）

第2節 避難所の運営

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	避難所の運営	
地区統括班	避難所運営状況	本部事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	避難所の運営	
地区統括班	避難所運営状況	市民

1. 避難所の運営

市は避難所の運営のために職員を派遣する。

避難所の運営にあたっては、警察等の防災関係機関、自主防災リーダーや地域住民組織等の協力、支援を受け行う。避難者の安全確保と治安維持を図るため、消防、警察は、巡回パトロール等を実施する。

(1) 避難所での生活

ア. 多くの避難者が共同で生活するため、避難所開設・運営マニュアル及び避難所運営における新型コロナウィルス感染症対策マニュアルに基づいて、避難所での生活ルール、感染予防対策等必要な措置を講じるよう努める。

イ. 大規模な災害により避難所生活が長期化することが見込まれる場合、可能な限り避難者が自主的な運営を行うよう努める。

(2) 避難所の管理

ア. 避難所の担当職員は、避難所開設・運営マニュアル及び避難所運営における新型コロナウィルス感染症対策マニュアルに基づいて避難所の管理を行う。

イ. 学校使用の場合は、学校は、避難所運営について協力・援助する。

2. 避難所の運営内容

避難所開設後、避難所運営マニュアルに基づき、速やかに次の事項を行う。

避難所における多様な性の視点に十分配慮しながら、生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。

特に、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

(1) 名簿の作成

避難所の担当職員は、当初の段階は避難者数の概数把握を優先するが、その後、できるだけ速やかに、入退所届けにより避難者名簿を作成し、地区統括班に報告する。

(2) 避難所の状況報告

避難所の担当職員は、避難所日報を作成し、収容状況、地域住民のニーズ等を地区統括班に報告する。

(3) 「特に配慮が必要な人たち」の援護

避難所の担当職員は、「特に配慮を必要とする人たち」の状況把握に努め、優先的な食料等の配布、適切なスペースの確保など、必要な援護を行う。

(4) 飲料水、食料、物資等の配布及び需要把握

避難所の担当職員は、避難所に届けられる飲料水、食料、物資等を受領し、避難者等に配布する。

また、食事供与の状況、トイレの設置・利用状況等から、需要量を把握し地区統括班に連絡する。

(5) 自宅避難者等に係る情報の把握

避難所で生活せず食事のみ受取に来ている被災者等に係る情報の把握に努め、地区統括班への報告を行う。

(6) 避難生活の長期化に伴う対応

避難の長期化等の必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

その他、災害の規模・被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

(7) 災害時の避難所では、感染リスクが高まるため、十分な感染予防対策を徹底するとともに、避難所運営における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づき、避難者の健康管理に配慮する。

第9章 交通・緊急輸送対策

大規模事故発生時における負傷者の搬送や、応急対策用緊急車両の通行、復旧対策用資機材の輸送などをスムーズに行うため、必要に応じて交通規制の実施及び緊急輸送手段の確保を図る。

第1節 交通規制

担当	関係機関	警察署
----	------	-----

1. 交通規制の実施

(1) 緊急交通路の確保

突発的事故による影響が全市にわたることが予想される場合、京都府地域防災計画による緊急輸送道路である京滋バイパス、国道24号、主要地方道京都宇治線、宇治淀線、城陽宇治線をはじめとした主要幹線道路における緊急通行車両のスムーズな通行のため、警察に対して、これら主要幹線道路への一般車両の進入を規制する等の交通規制の実施を要請する。

また、道路管理者は区間を指定して車両等の移動を命令、若しくは自ら移動させることができる。

(2) 交通規制等

ア. 災害発生直後は、警察官は、災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、一般車両の被災地への流入を防ぐための交通規制を実施する。

イ. 広域停電事故等による信号機の停止等により、交通が危険であると認められる場合、警察官は通行の禁止及び規制を行う。

(3) ボランティア、警備会社との協力

一般車両の交通規制にあたり、警察官だけでは人員が足りない場合、警備会社、ボランティアなどの協力を求める。

(4) 広報活動

交通規制を実施した場合は、本編第4章「広報・広聴活動計画」に基づき報道機関等を通じて迅速な広報活動を実施する。

第2節 緊急輸送

担当	災害対策地区統括班	地区統括班事務局、総務班
----	-----------	--------------

災害時における輸送力の確保措置は、災害対策地区統括班において行う。ただし、災害が激甚のため災害対策地区統括班で確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施するものとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	緊急輸送 緊急輸送手段の確保の指示	地区統括班事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	緊急輸送 輸送手段の確保	秘書広報課（車両係）、人事課、関係機関

1. 輸送力の確保

(1) 公用自動車等の配車

公用自動車等の配車計画については車両班が行うこととし、配車要領の細部内容については災害対策地区統括班各班活動計画において定めるものとする。

資料1-37 公用自動車等（市有車両）一覧表

(2) 自動車等の借上げ

市所有のものを使用してもなお不足する場合は、関係機関又は民間の自動車等を使用又は借上げるものとする。この場合借上げ手続き、その他必要事項は総務班において措置するが、おむね次の事項を明示して要請するものとする。

- ア. 輸送（移送）区間及び借上げ期間
- イ. 移送人員又は輸送量
- ウ. 車両等の種類及び台数
- エ. 集合場所及び日時
- オ. その他必要事項

(3) 人力による輸送

災害の状況により、車両、ヘリコプター、舟艇等により輸送手段が講じられない場合は、必要に応じて人力による輸送を行う。

2. 輸送力確保についての協力要請

援護班においては、救助物資等の輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう、協力を要請するものとする。

- (1) 西日本旅客鉄道(株)
- (2) 京阪電気鉄道(株)
- (3) 京都京阪バス(株)
- (4) 近畿日本鉄道(株)
- (5) 京都市交通局（京都市営地下鉄）
- (6) その他の運送機関

3. 航空機等による輸送、移送

地上輸送、移送がすべて不可能な場合（広域停電事故による信号機の停止により、地上輸送が困難な場合を含む）は、直ちに本編第5章「応援要請計画」に基づき、京都府に航空機の要請を行う。

なお、災害時のヘリコプター発着予定場所は、資料1-32のとおりとするが、災害の状況に応じて小学校グラウンド等についても指定するものとし、次の点に留意する。

- (1) 発着地点に石灰で (H) を描き、地点を明示する。
- (2) 地点で煙をたて風向をはっきりさせる。
- (3) 夜間は投光等により発着地点を標示する。

資料1-32 ヘリコプター離着陸予定地一覧

4. 緊急輸送車両の取り扱い

災害対策基本法第76条の規定による、緊急輸送のための車両通行の確認を受ける必要があるときは、緊急通行車両確認申請書（様式第8号）を警察署に提出し、標章（様式第9号）及び確認証明書（様式第10号）の交付を受けるものとする。

（1）届出済み車両の確認

緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認が行われる。

確認申請は、届出済証を提出するとともに、確認証明書に必要事項を記入する。

（2）傷病者の救護等

緊急自動車が傷病者の救護等のため通行する場合であって、事前に確認申請書の提出手続きがとれない場合には、事前又は事後に電話連絡等により報告するものとする。

資料1-36 緊急通行車両確認申請書（様式第8号）

資料1-36 緊急通行車両標章（様式第9号）

資料1-36 緊急通行車両確認証明書（様式第10号）

第10章 航空事故災害対策

担当	関係機関	関係各機関
----	------	-------

本市域において航空運送事業者の運行する航空機の墜落等の大規模な航空事故により多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市及び本市消防機関は、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な捜索活動、救助・救急活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

第1節 活動体制の確立

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	情報の収集、災害現場活動 灾害情報	大阪航空局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	情報の収集、災害現場活動 灾害情報	地区統括班事務局

1. 通報・連絡

(1) 事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本市域において突発的航空事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 大阪航空局からの連絡

ア. 大阪航空局は、本市域内において突発的航空事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに府、本市消防地区統括班及び警察に連絡する。

イ. 航空機の故障、気象状況の悪化等により遭難事故等が予想される場合、大阪航空局は、直ちに府、本市消防機関、警察に対し連絡する。

(3) 消防地区統括班からの連絡

消防地区統括班は、本市域において突発的航空事故が発生し、消防地区統括班の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機管理室にその旨を連絡する。

2. 活動体制の確立

(1) 本市の活動体制

危機管理室は、本市域において突発的航空事故が発生したとの通報を受けたとき、又は消防地区統括班から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第2章「応急活動体制」に基づき、事故災害対策地区統括班等の設置を行う。

(2) 大阪航空局（大阪空港事務所）の活動体制

速やかに航空運送事業者から被害状況の収集を行い、府、本市消防地区統括班、警察等防災関係機関に連絡する体制をとる。

第2節 情報の収集・伝達

突発的航空事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第3章「情報の収集・伝達」の資料4-3のとおりとする。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	情報の収集、災害現場活動 灾害情報	大阪航空局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	情報の収集、災害現場活動 灾害情報	地区統括班事務局

1. 大阪航空局の情報伝達

大阪航空局は、突発的航空事故が発生した場合は、被害状況、活動体制、応急対策の活動状況等を適宜に本市及び本市消防機関に連絡する。

2. 本市の情報収集・伝達

地区統括班事務局は、本市域において突発的航空事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第3章「情報収集・伝達」に基づき、速やかにその状況をとりまとめて、知事（府災害対策地区統括班長等）に報告する。

第3節 広報・広聴対策

本市は、航空運送事業者等と連携して、本編第4章「広報・広聴活動」に基づいて航空事故に関する広報・広聴活動を実施する。

第4節 救出・救助、救急及び消火活動

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	情報の収集、災害現場活動 灾害情報	災害現場の指揮者

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	情報の収集、災害現場活動 灾害情報	地区統括班事務局

1. 救出・救助、救急活動

航空事故により多数の要救出・救助者及び負傷者が発生した場合、本編第6章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づいて救出・救助、救急・救護活動を実施する。

2. 消火活動

航空事故による火災が発生した場合、消防機関は本編第14章「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。

第5節 避難対策

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	情報の収集、災害現場活動 災害情報	災害現場の指揮者

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	情報の収集、災害現場活動 災害情報	地区統括班事務局、地区統括班

1. 避難誘導

航空事故の発生により、事故現場周辺の市民の生命に危険が切迫するおそれがある場合は、本編第7章「避難誘導計画」に基づき避難誘導を実施する。

2. 被災者の避難収容

航空事故により被災者を避難所に収容する必要が生じた場合は、本編第8章「避難収容対策」及び「避難所運営マニュアル」に基づき実施する。

第6節 交通及び輸送対策

航空事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第9章「交通及び輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第7節 自衛隊派遣要請

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
消防班	情報の収集、災害現場活動 災害情報	災害現場の指揮者

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
消防班	情報の収集、災害現場活動 災害情報	地区統括班事務局、京都府

1. 大阪国際航空長の派遣要請

- (1) 大阪国際航空長は、自衛隊の派遣要請の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。
- (2) 大阪国際航空長は、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

2. 府知事への要請

突発的航空事故に対する応急対策を実施するために自衛隊の派遣要請の必要が発生した場合は、本編第5章「応援要請計画」第3節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づいて実施するものとする。

第11章 鉄道事故災害対策

担当	関係機関	関係各機関
----	------	-------

本市域において列車の衝突、火災等の大規模な鉄道事故により多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、各鉄道事業者は、乗客等の人命の安全を図り、輸送の確保を図るため、防災関係機関と緊密な連絡をとって、迅速かつ的確な応急措置を講ずる。

また、本市及び本市消防機関は、鉄道事業者、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救助・救急活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

第1節 活動体制の確立

1. 通報・連絡

(1) 事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本市域において突発的鉄道事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 鉄道事業者からの連絡

鉄道事業者は、本市域内において突発的鉄道事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに国土交通省（近畿運輸局）、府、本市消防機関及び警察に連絡する。

(3) 消防地区統括班からの連絡

消防地区統括班は、突発的鉄道事故が大規模なものであり、消防地区統括班の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機管理室にその旨を連絡する。

2. 活動体制の確立

(1) 本市の活動体制

危機管理室は、消防地区統括班から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第2章「応急活動体制」に基づき、事故災害対策地区統括班等の設置を行う。

(2) 鉄道事業者の活動体制

本市域内において突発的鉄道事故が発生したとき、鉄道事業者は速やかに被害の防止のため、府、本市等防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

- ア. 速やかに被害の拡大防止を図るため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を取るとともに、社員の非常参集、対策地区統括班の設置等必要な措置をとる。
- イ. 巡視等を実施し、二次災害防止、被害状況等の迅速な収集を行う。
- ウ. 負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動が円滑に行えるよう、道路交通の混乱防止のため、府警察地区統括班等に協力要請を行う。
- エ. 突発的鉄道事故が発生し、通行不能となった場合は、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段を確保する。

第2節 情報の収集・伝達

突発的鉄道事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第3章「情報の収集・伝達」の資料4-4のとおりとする。

1. 鉄道事業者の情報伝達

鉄道事業者は、突発的鉄道事故が発生した場合は、被害状況、活動体制、応急対策の活動状況等を適宜に本市及び本市消防機関に連絡する。なお、事故処理が終了し、運転を再開する場合においては、二次災害を防止するため、消防、警察等防災関係機関への連絡を徹底する。

2. 本市の情報収集・伝達

地区統括班事務局は、本市域において突発的鉄道事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第3章「情報収集・伝達」に基づき、速やかにその状況をとりまとめて、知事(府災害対策地区統括班長等)に報告するものとする。

第3節 広報・広聴対策

本市は、鉄道事業者等と連携して、本編第4章「広報・広聴活動計画」に基づいて鉄道事故に関する広報・広聴活動を実施する。

第4節 救出・救助、救急及び消火活動

1. 救出・救助、救急活動

鉄道事故により多数の要救出・救助者及び負傷者が発生した場合、本編第6章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づいて救出・救助、救急活動を実施する。

2. 消火活動

車両火災を伴う鉄道事故等が発生した場合、消防機関は本編第14章「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて鉄道事業者に対して初期消火活動への協力を要請する。

第5節 避難対策

1. 避難誘導

鉄道事故の発生により、事故現場周辺の市民の生命に危険が切迫するおそれがある場合は、本編第7章「避難誘導計画」に基づき避難誘導を実施する。

2. 被災者の避難収容

鉄道事故により被災者を避難所に収容する必要が生じた場合は、本編第8章「避難収容対策」及び「避難所運営マニュアル」に基づき実施する。

第6節 交通及び輸送対策

鉄道事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第9章「交通及び輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第12章 道路事故災害対策

担当	関係機関	関係各機関
----	------	-------

出入口が一定間隔にしかない自動車専用道路や長大トンネル内における車両の衝突、車両火災等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合、本市及び本市消防機関は、道路管理者、国、府、その他防災関係機関と連携し、迅速かつ的確な救急・救助活動、医療活動、消火活動等必要な応急対策を実施する。

第1節 活動体制の確立

1. 通報・連絡

(1) 事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本市域において突発的道路事故が発生し、又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 道路管理者からの連絡

西日本高速道路㈱等の道路管理者は、本市域内において突発的道路事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、速やかに国土交通省（近畿地方整備局）、府、本市消防機関及び警察に連絡する。

(3) 消防地区統括班からの連絡

消防地区統括班は、突発的道路事故が大規模なものであり、消防地区統括班の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機管理室にその旨を連絡する。

2. 活動体制の確立

(1) 本市の活動体制

危機管理室は、消防地区統括班から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第2章「応急活動体制」に基づき、事故災害対策地区統括班等の設置を行う。

(2) 道路管理者の活動体制

本市域内において突発的道路事故が発生したとき、西日本高速道路㈱等道路管理者は速やかに被害の防止のため、府、本市等防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

- ア. 道路パトロールカーによる巡回等を実施し、被害状況の把握等迅速な情報収集を行う。
- イ. 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、道路交通の混乱を防止する。
- ウ. 負傷者の搬送、救助資機材・緊急物資の輸送等の救援・救護活動が円滑に実施するため、府警察地区統括班と連携して必要な交通規制を行う。
- エ. 道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について、緊急点検を行う。
- オ. 危険物の流出が認められた場合は、消防機関及び警察等防災関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第2節 情報の収集・伝達

突発的道路事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第3章「情報の収集・伝達」の資料4-5のとおりとする。

1. 道路管理者の情報伝達

道路管理者は、突発的道路事故が発生した場合は、被害状況、活動体制、応急対策の活動状況等を適宜に本市及び本市消防機関に連絡する。

2. 本市の情報収集・伝達

地区統括班事務局は、本市域において突発的道路事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第3章「情報収集・伝達」に基づき、速やかにその状況をとりまとめて、知事(府災害対策地区統括班長等)に報告するものとする。

第3節 広報・広聴対策

本市は、道路管理者等と連携して、本編第4章「広報・広聴活動計画」に基づいて道路事故に関する広報・広聴活動を実施する。

第4節 救出・救助、救急及び消火活動

1. 救出・救助、救急活動

道路事故により多数の要救出・救助者及び負傷者が発生した場合、本編第6章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づいて救出・救助、救急活動を実施する。

2. 消火活動

道路事故により車両火災等が発生した場合、消防機関は本編第14章「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。また、必要に応じて道路管理者に対して初期消火活動への協力を要請する。

第5節 避難対策

1. 避難誘導

道路事故の発生により、事故現場周辺の市民の生命に危険が切迫するおそれがある場合は、本編第7章「避難誘導対策」に基づき避難誘導を実施する。

2. 被災者の避難収容

道路事故により被災者を避難所に収容する必要が生じた場合は、本編第8章「避難収容計画」及び「避難所運営マニュアル」に基づき実施する。

第6節 交通及び輸送対策

道路事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第9章「交通及び緊急輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第13章 危険物等事故災害対策

担当	関係機関	関係各機関
----	------	-------

本市域内において、危険物、高圧ガス、都市ガス等の漏洩・流出、火災、爆発の発生、火薬類の火災、爆発の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出の発生、原子力施設以外からの放射性物質の放射線障害の発生等により、被害が発生し、又はそのおそれがある場合、本市及び本市消防機関は、危険物等保管事業所、国、府、その他防災関係機関と連携し、効率的・総合的な危険物等事故の拡大防止活動を実施するとともに、二次災害を防止するため迅速な避難誘導等の応急対策を実施する。

第1節 活動体制の確立

1. 通報・連絡

(1) 事故原因者等による通報

事故原因者（危険物等の貯蔵・取扱を行う事業者）及び事故発見者は、危険物事故が発生し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 大阪ガス㈱からの連絡

大阪ガス㈱は、本市域において都市ガスの漏洩事故等が発生した場合、「防災業務計画」に基づき速やかに本市消防地区統括班に連絡する。

(3) 消防地区統括班からの連絡

消防地区統括班は、危険物等事故が大規模なものであり、消防地区統括班の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機管理室にその旨を連絡する。

2. 活動体制の確立

危機管理室は、上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第2章「応急活動体制計画」に基づき、事故災害対策地区統括班等の設置を行う。

第2節 情報の収集・伝達

大規模な危険物等事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第3章「情報の収集・伝達」の資料4-6～資料4-11のとおりとする。

地区統括班事務局は、本市域において危険物等事故により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第3章「情報収集・伝達」に基づき、速やかにその状況をとりまとめて、知事（府災害対策地区統括班長等）に報告するものとする。

第3節 危険物事故の拡大防止対策

1. 危険物保管事業所等の応急措置

(1) 石油類等危険物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び危険物取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して事にあたるよう指導する。

ア. 施設の管理者は、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止し、

施設の応急点検と出火等の防止措置をとる。

- イ. 施設の管理者は、災害において火災等が発生した場合は、保管施設の責任者が、ただちに消防機関等に通報する。同時に、自主防災組織と協力して従業員、周辺地域住民を避難させる措置をとる。
- ウ. 消防機関及び施設の責任者は、混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動並びにタンク破壊等による流出防止等の措置をとる。また、浸水等による広域拡散の防止措置をとる。

(2) 火薬類保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び火薬類取扱保安責任者等に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して事にあたるよう指導する。

- ア. 施設管理者、保安責任者等は、災害時に、火薬類保管施設付近に火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合は、すみやかに火薬類を安全な場所へ搬出し、関係者以外の立入を禁止する。
- イ. アの場合に搬出するいとまがない場合は、消防、警察機関と協力して、爆発により危険の及ぶ区域に警戒区域を設定し、住民の避難措置立入禁止等の警備措置をとる。
- ウ. 施設管理者、保安責任者等は、災害において火災、爆発等が発生した場合、ただちに消防機関等に通報する。
- エ. 消防機関及び施設の責任者は、次の措置をとる。

- (ア) 被災者の救出救護を行う。
- (イ) 警戒区域を設定する。
- (ウ) 飛散火薬類を見つけ回収する。
- (エ) 二次爆発の防止措置を行う。

オ. 自動車による火薬類運搬に支障があると認められるときは、公安委員会が緊急措置をとり、その運搬を禁止する。

(3) 高圧ガス保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び高圧ガス取扱者等に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して事にあたるよう指導する。

- ア. 施設の管理者は、災害による被害を速やかに把握し、施設の管理者、消防機関及び京都府高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所と連絡をとり、迅速かつ適切な措置を行う。
- イ. 消防機関及び施設の責任者は、爆発火災又は可燃性、支燃性のガスの漏えいに対して、次の措置をとる。

 - (ア) 京都府高圧ガス地域防災協議会防災指定事業所への出動要請をする。
 - (イ) 負傷者の救出救護をする。
 - (ウ) 立入禁止区域の設定及び交通規制をする。
 - (エ) 避難誘導及び群衆整理をする。
 - (オ) 遺体の処理をする。
 - (カ) 消火及び防火、防爆活動並びに広報活動をする。
 - (キ) 警察機関と協力して、緊急輸送路の確保をする。
 - (ク) 引火性、発火性、爆発性物の移動をする。

- ウ. 消防機関及び施設の責任者は、(2)に加えて毒性ガスの漏えいに対しては次の措置をとる。

 - (ア) 施設の管理者等に対する防毒措置の指示をする。
 - (イ) 付近住民等に対する中毒防止方法の広報をする。
 - (ウ) 防毒、防毒資器材の輸送援助をする。

(4) 毒物劇物保管施設の応急措置

関係事業所の管理者及び毒物劇物取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、消防機関と協力して事にあたるよう指導する。

ア. 施設の管理者は、災害における毒物劇物の流出、飛散、散逸等の発生の際は、府山城北保健所、消防機関又は警察署に通報する。

イ. 府山城北保健所（又は警察）は、毒物劇物の流出、散逸等の状況を住民に速やかに広報し、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関にただちに連絡する。

（5）放射線保管施設の応急措置（原子力は除く）

関係事業所の管理者及び放射線取扱者に対して、災害を防止、軽減する措置を施し、防災関係機関と協力して事にあたるよう指導する。

ア. 施設の管理者は、災害において放射線物質の放射線障害が発生した場合は、保管施設の責任者が、ただちに防災関係機関に通報する。

イ. 消防機関及び施設の責任者は、次の応急措置をとる。

（ア）放射線量の測定をする。

（イ）危険区域の設定と立入禁止制限をする。

（ウ）危険区域住民の退避措置をする。

（エ）被ばく者等の救出、救護をする。

（オ）警察機関と協力して、交通規制と群衆整理をする。

（カ）人心安定のための広報活動をする。

（キ）その他災害の状況に応じた必要な措置をする。

2. 都市ガス供給施設の応急対策（大阪ガス株）

（1）基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

（2）応急対策

災害発生時には、「防災業務計画」に基づき、地域防災機関と密接に連携して、社内各部門の連絡協力のもとに応急対策を実施する。

ア. 情報の収集伝達及び報告

（ア）気象情報の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

（イ）通信連絡

1) 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

2) 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

3) 対策地区統括班を設ける事務所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

（ウ）被害状況の収集、報告

当社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

イ. 応急対策要員の確保

（ア）災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。

又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

（イ）大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

ウ. 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に��止めるため、必要があるときは、顧客及び一般市民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

エ. 危険防止対策

災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

オ. 応急復旧対策

(ア) 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

(イ) 災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。

第4節 広報・広聴対策

本市は、危険物等保管事業者又は大阪ガス(株)等と連携して、本編第4章「広報・広聴計画」に基づいて危険物等事故に関する広報・広聴活動を実施する。

第5節 救出・救助、救急及び消火活動

1. 救出・救助、救急活動

危険物等事故により多数の要救出・救助者及び負傷者が発生した場合、本編第6章「救出・救助、救急・救護計画」に基づいて救出・救助、救急活動を実施する。

2. 消火活動

火災を伴う危険物等事故が発生した場合、消防機関は本編第14章「大規模火災対策」に準じて迅速に消火活動を行う。

第6節 避難対策

1. 避難誘導

市内で危険物類やガス類の大規模な漏洩事故等が発生した場合や、大規模な危険物等火災・爆発事故等が発生した場合に市民の生命に危険が切迫する場合は、本編第7章「避難誘導計画」に基づき避難誘導を実施する。

2. 被災者の避難収容

大規模な危険物等事故により被災者を避難所に収容する必要が生じた場合は、本編第8章「避難収容対策」及び「避難所運営マニュアル」に基づき実施する。

第7節 交通及び輸送対策

危険物等事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第9章「交通及び輸送対策」に基づき実施する。

第8節 環境保全対策

本市は、危険物等事故により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、住民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

- (1) 府が実施する環境影響調査（大気、水質、動植物等）の結果に基づき、環境汚染に関する情報を防災関係機関に通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、府の依頼又は指示により住民への周知及び避難誘導を行う。なお、住民に対する周知、避難指示に際しては、府の指導・助言その他の支援のもと実施する。
- (3) その他、府の行う施策に協力する。

第14章 大規模火災対策

担当	関係機関	関係各機関
----	------	-------

強風時や異常乾燥時、また広域断水時等の異常な事態下で建物火災や林野火災が発生した場合、大規模火災へと進展していくおそれがある。このような、大規模火災が発生した場合、又はそのおそれがある場合、本市及び本市消防機関は、国、府、その他防災関係機関と連携して、効率的・総合的な消火活動を実施するとともに、二次災害を防止するため迅速な避難誘導等の応急対策を実施する。

第1節 活動体制の確立

1. 通報・連絡

(1) 火災原因者等による通報

火災原因者及び火災発見者は、建物火災又は林野火災を発見した場合は、電話等最も早く到達する手段により、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 消防地区統括班からの連絡

消防地区統括班は、強風時や異常乾燥時、広域断水時等の異常な事態下において大規模火災が発生し、又はそのおそれがあり、消防地区統括班の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機管理室にその旨を連絡する。

2. 活動体制の確立

危機管理室は、上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第2章「応急活動体制計画」に基づき、事故災害対策地区統括班等の設置を行う。

第2節 情報の収集・伝達

大規模火災が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第3章「情報の収集・伝達」の資料4-12のとおりとする。

地区統括班事務局は、本市域において大規模火災により被害が発生した場合又はそのおそれがある場合は、本編第3章「情報収集・伝達」に基づき、速やかにその状況をとりまとめて、知事（府災害対策地区統括班長等）に報告するものとする。

第3節 広報・広聴対策

本市は、本編第4章「広報・広聴計画」に基づいて大規模火災に関する広報・広聴活動を実施する。

第4節 消火活動

1. 火災予防措置

強風及び異常乾燥時に火災警報が発令された場合、又は広域断水などの悪条件が発生した場合には、以下の措置をとる。

(1) 消防団員の出動体制を確保する。

- (2) 警報の発令、解除を関係機関に通報、連絡する。
- (3) 関係機関と協力し、広報車、掲示板等による広報を実施し、火災予防を市民に呼びかける。
- (4) 車両による警戒パトロールを実施する。
- (5) 車両及び資機材を点検し、積載ホースの増加など、出動体制を整える。

2. 出動計画

出火出動は市消防隊等に関する規定に基づくものとする。

- (1) 消防車の出動は出動運用計画に定める台数とし、火災種別や火災規模により出動させるとともに、召集者による消防隊員の確保及び消防相互応援協定に基づき、近隣市町へ出動を要請する。
- (2) 消防団の出動区域は各分団の担当区域とするが、災害の状況に応じて、他分団区域への応援出動を行う。

3. 広域断水時の火災防御活動

- (1) 大規模火災発生時は、必要に応じて公営企業上下水道部の職員の応援に基づき、制水弁の開閉による増水手配を実施する。
- (2) タンク車を優先出動させるとともに、防火水槽、プール、河川等の自然水利を活用した防御活動を行う。防火水槽、プール等を使用した場合、必ず補給する。
- (3) 企業の自衛消防隊の協力を依頼する。

4. 林野火災の消火活動

- (1) 林野火災の消火活動は、火災の規模、火勢の状況を判断して、現地の地形、地物を利用して直接的及び間接的な消火活動を行うものとする。消火活動の指示は、火災発生地域全般の状況を十分 掌握し、特に危険のない位置での消火活動を行うよう指示する。
- (2) 林野火災時には、風速、局地風の発生、火災規模、地形、可燃物の状況によって飛火による二次、三次火災の発生の危険性がある。状況に応じ飛火警戒隊の配置、警戒範囲等に十分注意する。
- (3) 火災を鎮圧し延焼の心配のなくなった地域においても、風などの影響により焼損木から再燃出火の危険性が大きい。現場最高指揮者は、再燃出火の危険があると判断した場合は、警戒員を待機させるなど残火の警戒を行う。

5. 相互応援協定

市の消防力の全力を上げても林野火災への対応が困難な場合は、他の市町村、消防機関、府等へ応援を要請し、ヘリコプター等の活用により広域的な対応を図り、火災の防除及び被害の低減を図る。

- (1) 市域における火災が著しく拡大し、市の消防力で対処できない場合、近隣市町（京都市、城陽市、久御山町、京田辺市、大津市間（一部の区域）と消防相互応援協定を締結している）消防隊等の派遣を要請する。
- (2) (1)においても、対処できない場合は、京都府広域消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

なお、府が備蓄している空中消火用資機材に係る運用については、「京都府林野火災用空中消火資機材管理要綱」により取り扱う。

- (3) (1)(2)においても、対処できない場合は、市長は本編第5章「応援要請計画」に基づき、府知事に他府県の消防機関の応援を要請する。

第5節 救出・救助、救急活動

1. 救出・救助活動

- (1) 消防地区統括班及び警察は、119番通報、110番通報等により被害状況を的確に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。
- (2) 消防地区統括班は、単独で保有している資機材で対応できないと予想される場合、本編第5章「応援要請計画」に基づき、府及び他市町村に応援要請する。

2. 救急活動

大規模火災の発生に伴い多数の負傷者が発生した場合は、本編第6章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づき救急活動を実施する。

第6節 避難対策

1. 避難誘導

大規模火災の発生により火災現場近辺の住民を早急に避難させる必要が生じた場合は、本編第7章「避難誘導計画」に基づき、避難誘導を実施するものとする。

2. 被災者の避難収容

大規模火災の発生により被災住民を避難所に収容する必要が発生した場合には、本編第8章「避難収容対策計画」及び「避難所運営マニュアル」に基づいて実施するものとする。

第7節 交通及び輸送対策

大規模火災に対する消火活動等の実施に必要な交通の確保や緊急輸送、及び大規模火災による道路の破損や決壊その他の事由による交通規制は、本編第9章「交通・緊急輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第15章 広域停電事故災害対策

担当	関係機関	関係各機関
----	------	-------

本市を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合、関西電力送配電株は復旧に全力をあげるとともに、本市及び本市消防機関は、関西電力送配電株、国、府、その他防災関係機関と連携して、二次災害の発生予防、応急対策の実施に努める。

第1節 活動体制の確立

1. 通報・連絡

関西電力送配電株は、本市を含む広域な範囲で停電事故が発生した場合は、その被害状況、復旧の見通し等を速やかに本市危機管理室及び消防地区統括班に連絡する。

2. 活動体制の確立

(1) 本市の活動体制

ア. 本市域内において広域停電事故が発生し、復旧に長時間を要するなど市民生活に大きな影響が発生するおそれがあり、複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、市長は必要に応じて本編第2章「応急活動体制」に基づき、事故災害対策地区統括班等の設置を行う。

イ. 危機管理室は、事故災害対策地区統括班等を設置したときは、関係部にその旨通報を行い、連絡体制を確立する。

(2) 関西電力送配電株の活動体制

ア. 災害時における電力供給設備の保全及び被害の復旧は、関西電力送配電株の防災業務計画に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行うものとする。

イ. 関西電力送配電株は、本市と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。

ウ. 関西電力送配電株は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各電力供給設備の復旧は、原則としてあらかじめ定められた優先順位に基づくが、被害状況や復旧の難易度等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。

第2節 情報の収集・伝達

広域停電事故が発生した場合に防災関係機関が行う被害情報等の収集・伝達系統は、本編第3章「情報の収集・伝達」の資料4-13のとおりとする。

1. 関西電力送配電株の情報伝達

関西電力送配電株は、広域停電事故が発生した場合は、停電状況、復旧状況等を定期的に本市危機管理課及び消防地区統括班に連絡する。

2. 本市の情報収集・伝達

(1) 市職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、関西電力送配電株に情報を提供する。同時に関西電力送配電株からも、収集している情報を入手する。

(2) 地区統括班事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

- (3) 地区統括班事務局は、広域停電事故の状況を取りまとめて、知事（府事故対策地区統括班長等）に報告する。

第3節 広報・広聴対策

- (1) 関西電力送配電株は、広域停電事故により影響を受ける地域住民への不安を解消するために、対応窓口を明確にしたうえで情報提供を行うとともに、適切に対応する。
- (2) 関西電力送配電株は、本市が広域停電事故に関して本編第4章「広報・広聴活動計画」に基づいて実施する広報・広聴活動に連携して対応する。
- (3) 本市及び関西電力送配電株は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、その地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、パソコンネット、広報車等を通して伝達する。

第4節 救出・救助、救急活動

1. 救出・救助活動

- (1) 消防地区統括班及び警察は、119番通報、110番通報及び関西電力送配電株からの通報等により被害状況を的確に把握し、救助体制を整え、収集した被害情報を相互に連絡する。
- (2) 消防地区統括班及び警察は、広域停電に伴うエレベーター事故等の多発により多数の要救出・救助者が発生した場合、エレベーター管理会社等と連携して本編第6章「救出・救助、救急・救護活動計画」に基づいて実施する。
- (3) 消防地区統括班は、単独で保有している資機材で対応できないと予想される場合、本編第5章「応援要請計画」に基づき、府及び他市町村に応援要請する。

2. 救急活動

消防地区統括班は、市内医療機関等の停電による影響の程度を把握し、救急搬送による傷病者の受け入れ状況を確認する。

第5節 避難対策

広域停電事故の発生等により、「特に配慮を必要とする人達」を避難所に収容する必要が発生した場合には、非常発電装置等を設置した避難所を開設し、避難者を収容する。避難所の開設及び管理運営は、本編第8章「避難収容対策計画」及び「避難所運営マニュアル」に基づいて実施するものとする。

第6節 交通及び輸送対策

広域停電事故に対する応急対策及び復旧対策に必要な交通の確保及び緊急輸送は、本編第9章「交通・緊急輸送対策」に基づいて実施するものとする。

第16章 広域断水事故災害対策

担当	災害対策地区統括班	上水道班
	関係機関	関係各機関

災害等による水道施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染等により水道施設による飲料水の供給ができない事態が発生した場合、迅速かつ的確な応急活動体制の確立、被害調査、応急給水活動、応急復旧工事、広報活動等の応急活動対策を行う。

第1節 活動体制の確立

1. 通報・連絡

(1) 事故原因者等からの通報

事故原因者及び事故発見者は、本市域において大規模な漏水事故等が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、電話、電信その他最も早く到達する手段により、公営企業上下水道部、最寄りの消防、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

(2) 公営企業上下水道部からの連絡

ア. 公営企業上下水道部は、本市域において大規模な漏水・断水事故等により、飲料水の供給ができない事態が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、「宇治市水道防災計画」に基づき部内の連絡体制をとると同時に、危機管理室及び消防地区統括班に連絡する。

イ. 公営企業上下水道部は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生し、公営企業上下水道部の取り組みだけでなく複数の部局にわたって情報の収集・伝達、各部局間の連絡・調整が必要と判断した場合、危機管理室にその旨を連絡する。

2. 活動体制の確立

(1) 本市の活動体制

危機管理室は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生したとの通報を受けたとき、又は公営企業上下水道部から上記の連絡を受けたときは、関係部に災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は必要に応じて本編第2章「応急活動体制」に基づき、事故災害対策地区統括班等の設置を行う。

(2) 公営企業上下水道部の活動体制

公営企業上下水道部は、本市域において大規模な漏水・断水事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合は、「宇治市水道防災計画」に基づき水道対策地区統括班等の設置を行う。

第2節 被害状況の調査

公営企業上下水道部は、「宇治市水道防災計画」に基づき、以下の被害調査を実施する。

- (1) 净水場、配水池等の被災調査
- (2) 配水管路網の被災調査

第3節 応急給水対策

公営企業上下水道部は、市域全体の被災状況を把握した上で、事故災害対策地区統括班と密接な連絡を行いながら緊急性の高い施設（医療施設等）を優先して応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

1. 応急給水計画の作成

- (1) 応急給水の目標量は、災害の程度・状況により判断する。
- (2) 被害調査及び被害情報の収集により、応急給水の対象区域を把握する。
- (3) 医療施設、医療救護所、社会福祉施設への緊急給水を優先する。
- (4) 消防地区統括班との連絡を密にし、消防水利の確保に努める。

2. 応急給水の実施

- (1) 医療施設、医療救護所、社会福祉施設については、給水の必要性が確認できた段階で直ちに給水する。
- (2) 断水地域における給水は、当初は避難施設における給水を基本とする。
- (3) 断水地域の応急復旧の進展により、状況に応じて仮設給水栓による給水を行う。

第4節 応急復旧対策

応急復旧の実施は、施設の被災状況に応じて実施する。

- (1) 施設の被災状況及び工事業者等の応急復旧工事の対応可能状況を判断して応急復旧計画を作成する。
- (2) 応急復旧工事は、工事業者等に工事の要請を行う。

第5節 広報・広聴活動

水道施設の被災情報、断水情報、応急給水情報、復旧情報については、本編第4章「広報・広聴活動計画」に基づき事故災害対策地区統括班が実施する広報・広聴活動と相互の役割分担を図り、迅速かつ正確な広報・広聴活動を実施する。

1. 市地区統括班の広報への情報提供

公営企業上下水道部は、定期的に事故災害対策地区統括班に広報用情報の提供を行う。提供する情報は以下のとおりとする。

- (1) 被災情報
 - ア. 施設の被災情報については、被災後直ちに行われる被災調査の結果を迅速に報告する。
 - イ. 断水情報についても、同様とする。
- (2) 応急給水情報
応急給水地点の位置、応急給水時間、応急給水の方法等について定期的に報告する。
- (3) 復旧情報
断水地域の復旧情報及び見通しについて定期的に報告する。

2. 公営企業上下水道部による広報活動

被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

第6節 関係機関への協力要請

災害の規模が大きく、公営企業上下水道部内及び本市での対応が困難な場合、近隣市町、府及び府下市町村、他府県等に応援を要請する。

1. 京都南部都市災害時相互応援協定団体の市町への応援要請

京都南部都市災害時相互応援協定団体の市町に対する応援要請は、本編第5章「応援要請計画」に基づき、事故災害対策地区統括班長が実施する。

2. 府下の水道事業管理者への応援要請

事故災害対策地区統括班長は、「日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、次の事項を明らかにして応援要請を行う。

- (1) 災害の日時、場所及び状況
- (2) 応援を必要とする職種別人数並びに機械、器具、車両、資材等の種類及び数量
- (3) 応援場所及び日時
- (4) その他応援に必要な事項

3. 府及び他府県への応援要請

京都府、他府県等への広域的な応援要請が必要な場合は、必要事項を明らかにして事故災害対策地区統括班へ要請を依頼する。

事故災害対策地区統括班は、本編第5章「応援要請計画」第1節「他の地方公共団体等への応援要請」に基づき応援を要請する。

第17章 原子力発電所事故災害対策

担当	関係機関	関係各機関
----	------	-------

福井県に所在する原子力発電所は、本市から約70kmの距離に位置していることから、本市は京都府地域防災計画において「防災対策を重点的に充実すべき地域（以下、「関係市」）」には含まれていないが、原子力発電所事故発生後には、事故状況の把握はもとより、市民に対しての正確な情報提供、関係市（舞鶴市）への支援として広域一時滞在（一次避難）の受入れ（避難所の開設）、地場産業等に与える風評被害の防止等に、京都府及び関係市、その他防災関係機関と連携して対応していく必要がある。

第1節 活動体制の確立

危機管理室は、次の場合には、関係部に原子力災害発生の通報を行い、連絡体制を確立するとともに、市長は、本編第2章「応急活動体制計画」に基づき、事故災害対策地区統括班等の設置を行う。

- (1) 内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき
- (2) 京都府又は国から災害対策地区統括班を設置する旨の指示（指導又は助言）があったとき
- (3) その他市長が必要と認めた場合

第2節 情報の収集・伝達

危機管理課は、原子力発電所事故に関する被害状況、被災地の状況に関する国や京都府等からの情報について、関係機関と調整し、可能な限りの情報収集に努める。

収集できた情報について、関係部署に伝達し情報共有を図るものとする。

第3節 広域一時滞在

市は、京都府又は関係市から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる。

また、受け入れを行った場合は、関係市と連携し、受け入れた被災住民の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第4節 農林水産物の採取及び出荷制限

市は、京都府より指示があった場合、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

第5節 広報・広聴対策

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を考慮し、緊急時における住民等の心理的動揺・混乱を抑え、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、次に掲げる事項について、本編第4章「広報・広聴計画」に基づいて広報・広聴活動を実施する。

- (1) 事故が発生した施設名、発生時間
- (2) 事故の状況と今後の予想
- (3) モニタリングポストが設置されている宇治測定所（宇治総合庁舎）の測定値データの公表
- (4) 市民のとるべき行動についての指示

第6節 風評被害等の影響の軽減

市は、国、京都府、関西広域連合、経済団体等の関係機関と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、原子力発電所事故に伴う影響等（モニタリングポストの測定値、放射性物質による汚染状況調査等）について迅速かつ的確に広報すると共に、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の誘致促進等のための広報活動等の対策を行うものとする。

第4編 復旧計画

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

大規模な事故発生時における復旧は、「一般対策編」第4編「復旧計画」に基づくほか、特に、事故により直接被害を受けた被災者の生活確保と、事故原因となった施設・設備等の迅速な原状回復・再発防止を重点的に講ずるものとする。

- (1) 大規模な事故災害時には、多くの人々が被害を受け、混乱した事態の発生も想定される。これらの被災者に対し、早期に従前の生活を再建するため、木目細かな援助策を実施するものとする。
- (2) さらに、事故発生の原因者となった事業所等は、迅速に事故により被害を受けた各施設の原形復旧を実施するとともに、事故の再発防止を図るため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の事故発生に備える事業の対策について実施を図るものとする。

また、復旧過程における社会的影響を極力軽減するため、市民に対し可能な限り復旧予定期の明示に努めるものとする。

第2章 市民の生活確保

事故災害により被害を受けた被災者がその痛手から速やかに再起更生できるよう、被災者に対する生活相談、資金的援助等を行い被災者の生活を確保するための対策についての必要な施策を定める。

第1節 生活相談

担当	災害対策地区統括班	総務班
----	-----------	-----

事故災害により被害を受けた市民がその痛手から速やかに再起できるよう、第3編第4章「広報・広聴活動計画」に基づき、被災者の相談、要望、苦情等を聞き取るため、事故現場、避難所等に相談所を設ける。

【活動を実施するために必要な情報の入手先】

主担当	活動項目別の主な入手情報	情報入手先
総務班	相談窓口の設置 生活相談所の開設	地区統括班事務局

【活動実施後に必要な情報の伝達先】

主担当	活動項目別の主な伝達情報	情報伝達先
総務班	相談窓口の設置 生活相談所の開設	人事課、関係機関

第2節 被災者への援助

事故災害により被害を受けた市民に対しては、法令・条例等に基づくところにより（「一般対策編」第4編災害復旧計画第2章「市民の生活確保」）を参照）、火災見舞金等の支給、税徴収の猶予、保険料の減免等の施策を講じ、被災者の生活再建を援助する。

第3章 事故原因者等による復旧対策

担当	災害対策地区統括班	上水道班
	関係機関	関係各機関

広域的な事故発生、特に、広域停電や広域断水、都市ガス事故といったライフライン施設の事故や、鉄道・道路等の交通施設の事故は、日常の生活と密接に関連しており、事故による機能の停止が市民生活機能そのもののマヒに直結するおそれがある。

本章では、ライフライン施設や鉄道・道路等交通施設等の応急復旧対策について必要な事項を定める。

事故灾害の災害復旧計画は、「一般対策編」第4編に定めるところのほか、次のとおりとする。

第1節 電力供給設備

広域停電事故発生時における電気施設の保全及び被害の復旧は、関西電力送配電㈱の災害対策規定に定めるところに従い復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。迅速に復旧対策を行うものとする。

- (1) 災害により、電力供給設備が被災した場合、二次災害を防止し、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。
- (2) 関西電力送配電㈱は本市と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行うものとする。
- (3) 関西電力送配電㈱は、関係機関と協力し、発電所等の被害状況、発生原因を考慮し、被害状況に基づいて復旧事業計画を策定する。各施設の復旧は、原則としてあらかじめ定められた優先順位に基づくが、被害状況や復旧の難易度等を考慮し、供給上効果が大きいものから行う。
- (4) 関西電力送配電㈱は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定期の明示に努める。

第2節 上水道施設

広域断水事故発生時における水道施設の被害の復旧は、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。

- (1) 水道事業者は、被害状況により、市指定給水装置工事事業者、管工事業者、一般土木建築業者及び隣接市町の応援を要請し、復旧の円滑を図る。
- (2) 水道事業者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定期の明示に努める。

第3節 ガス施設

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

- (1) ガス供給施設の復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。
- (2) 事故復旧計画の策定及び実施に当たっては、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行う。
- (3) 大阪ガス㈱は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定期の明示に努める。

第4節 道路施設

道路、橋梁等の被害による交通の遮断は、市民生活に大きく影響を及ぼす。従って、事故により被害を受けた箇所など被害の程度の把握を迅速に行い、応急復旧活動体制を早期に立ち上げる。

- (1) 道路管理者は、管内における道路・橋梁及び付帯施設の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、必要な応急措置を実施する。
- (2) 道路の二次災害のおそれもある場合、迂回路の選定、交通規制等を行い通行車両、歩行者の安全を確保する。
- (3) 復旧対策については、緊急度等を考慮し、現状を迅速把握した上で復旧計画を作成し、復旧に取り組む。
- (4) 道路管理者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。

第5節 鉄道施設

鉄道事故災害時には、人命の安全を図り、輸送の確保を図るため、迅速かつ適切な応急措置を講ずる。

- (1) 西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)等の鉄道事業者は、事故災害により電車や構造物等の鉄道施設が被災した場合は、旅客の保護を第一とし、関係機関と緊密な連絡をとって、輸送業務の早期復旧を図る。
- (2) 鉄道事業者は、関係機関との連携のもとに、緊急輸送路等を考慮し、早期再開が行えるよう作成された復旧事業計画のもとに取り組む。
- (3) 鉄道事業者は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期の明示に努める。